

祭礼観光経済序説

近世・近代における都市祭礼の経済構造

宇野功一

The Introduction about the Festival and Tourist Economy: A Case Study of the Economic Structure of a Traditional Urban Festival
UNO Kouichi

はじめに

- ① 享保の大飢饉以前の祭礼産業と観光産業
- ② 享保の大飢饉以後の福岡藩による祇園山笠振興策
- ③ 享保の大飢饉以後の山笠の復興と祭礼収益
- ④ 享保の大飢饉以後の観光収益と博多の内と外での利潤の循環
- ⑤ 明治四年の二大祭礼の中止

- ⑥ 明治五年一月通達の松囃子・山笠行事禁止令とその後の再開
- ⑦ 明治一六年から四二年までの祇園山笠
- ⑧ 明治四三年の山笠行事中止と翌年の再開
- ⑨ 大正・昭和前期における祇園山笠の衰退と補助金交付の開始
- ⑩ 祇園山笠を存続させた、近代博多における商工業の停滞
おわりに

【論文要旨】

都市祭礼を中核とする経済構造を以下のように定義する。①祭礼の運営主体が祭礼に必要な資金を調達し、②ついでその資金を諸物品・技術・労働力・芸能の確保に支出して祭礼を準備、実施し、③祭礼が始まると、これを見物するために都市外部から来る観光客が手持ちの金銭を諸物品や宿泊場所の確保に支出する。以上の三つの段階ないし種類によってその都市を中心に多額の金銭が流通する。この構造を祭礼観光経済と呼ぶことにする。また、②に関係する商工業を祭礼産業、③に関係する商工業を観光産業と呼ぶことにする。

本稿では近世と近代の博多祇園山笠を例にこの構造の具体像と歴史の変遷を分析した。

近世においては、この祭礼の運営主体である個々の町が祭礼運営に必要な費用のほとんどを町内各家から集めた。そしてその費用のほとんどを博多内の祭礼産業に支出した。祭礼が始まると、博多外部から来る観光客が観光産業に金銭を支出した。博多は中世以来、各種の手工業が盛んな都市だった。このことが祭礼産業と観光産業の基

盤となっていた。

祭礼産業は祭礼収益を祭礼後の自家の日常の経営活動に利用したと考えられる。観光産業も観光収益を同様に扱ったと考えられる。一方、祭礼後の盂蘭盆会のさいには周辺農村の農民が博多の住民に大掛かりに物を売っていた。このような形で、博多の内部で、そして博多の内部と外部の間で、一年間に利潤が循環していた。

近代の博多では商工業の近代化と大規模化が進まず、小規模な商工業者が引き続き多数を占めていた。そのため資本・生産・利潤の拡大を骨子とする近代資本主義にもとづく経済構造は脆弱だった。明治末期以来の慢性的な不況や都市空間の変容などさまざまな要因により、町々が祭礼費用を調達することは困難になっていった。しかし小規模な商工業者たちにとって祭礼収益や観光収益が年間の自家の収益全体に占める割合は高かった。この理由で、祭礼費用の調達に苦しみつつも、博多祇園山笠はかろうじて近代にも継続された。

【キーワード】祭礼観光経済、利潤の循環、近代資本主義経済、商工業の近代化の停滞

はじめに

都市祭礼は、基本的には神幸に附け出される附祭りに多くの金銭と人間を要するために大規模なものとなる。そして規模の大きさゆえに都市の多くの面に影響を及ぼす。宗教・社会・文化・経済・政治といった面にある。本稿では経済面に注目し、祭礼を中核とする経済構造が祭礼の舞台である都市においてどのように機能してきたのかを解明する。

祭礼を中核とする経済構造を以下のように定義しておく。①祭礼の運営主体が祭礼に必要な資金を調達し、②ついでその資金を諸物品・技術・労働力・芸能の確保に支出して祭礼を準備、実施し、③祭礼が始まると、これを見物するために都市外部から来る観光客が手持ちの金銭を諸物品や宿泊場所の確保に支出する。以上の三つの段階ないし種類によってその都市を中心に多額の金銭が流通する。このように祭礼の準備と実施のさいに金銭が流通する構造を祭礼観光経済と呼ぶことにする。

齊藤照徳は、江戸の「天下祭をめぐっては、その準備過程を通してさまざまな経済活動が行われる。そのなかには、祭礼と密接に関わりあつて成立している職業がある」として、それらを「祭礼産業」と呼んでいる。これに属するものとして、彼は祭礼衣装の製作に携わる縫箔屋、祭礼関係の印刷物を出版する絵草紙問屋、山車の製作と修復にかかわる各種の職人を例示している〔齊藤 二〇〇七 二一八～二二〇〕。これらは諸物品・技術・労働力を附祭りの当番町に提供する商工業者で、②の支出先に該当する。一方、齊藤は言及していないが、祭礼の実施期間中にもさまざまな経済活動がおこなわれる。土産物などを売る各種販売業、飲食物を売る飲食業、宿泊業といった、おもに観光客を相手にする経済活動である。③に該当するこれらの商工業を「観光産業」と呼ぶことにする。また、祭礼産業が手にする利潤を祭礼収益、観光産業が手にする利潤を観光収

益と呼ぶことにする。無論、祭礼産業や観光産業に属する商工業者は祭礼がらみの利潤だけで自家の経営を成り立たせていたわけではない。しかし年に一度、決まった時期に一定の収入をもたらす祭礼がらみの商売が自家の経営活動に組み込まれていたのは間違いない。

私はかつて筑前博多（福岡県福岡市博多区）の大祭である博多祇園山笠（以下、祇園山笠という）を例に、①の具体例を二本の論文で検討したことがある。江戸後期の二つの町、行町と片土居町の山笠当番費用徴収法を検討した論文〔宇野 二〇〇五〕と、昭和一〇年代の古溪町の山笠当番費用徴収法を検討した論文〔宇野 二〇〇六〕である。

これを踏まえて、本稿では近世と近代の祇園山笠における②と③の諸相を検討してみる。具体的には近世における②と③の詳細を解明したうえで、それが近代においてどのように存続したのかを解明する。これによって祭礼観光経済という概念の有効性を示してみたい。

後続の議論に必要なので、江戸時代の祇園山笠の概要を拙稿〔宇野 二〇〇七 四〇～四一〕にもとづいて略述しておく。

祇園山笠は博多の総鎮守櫛田神社の相殿である祇園社に奉納される祭礼で、永享四（一四三二）年またはその前後に成立した。江戸時代には毎年六本の作り山（山笠と呼ばれる）が出され、その巡行は多数の観光客を集めた。室町時代には実施されていたと推定される神幸はおそらく江戸時代に入るまえに廃止されていたので、江戸時代には山笠行事が祇園山笠の中心となっていた。

博多では桃山時代から江戸初期にかけて「流」と呼ばれる近隣の一〇前後の町から成る町組が七つ成立した。東町流、呉服町流、西町流、土居町流、石堂町流（恵比須流）、洲崎（須崎）町流（大黒流）、魚町流（福神流）である。江戸前期には厨子町流（櫛田流）と新町流も成立したが、後者は幕末に岡流と浜流に分離した。なお明治後期には博多湾の埋立に伴い築港流が成立した。以上については図1を参照されたい。

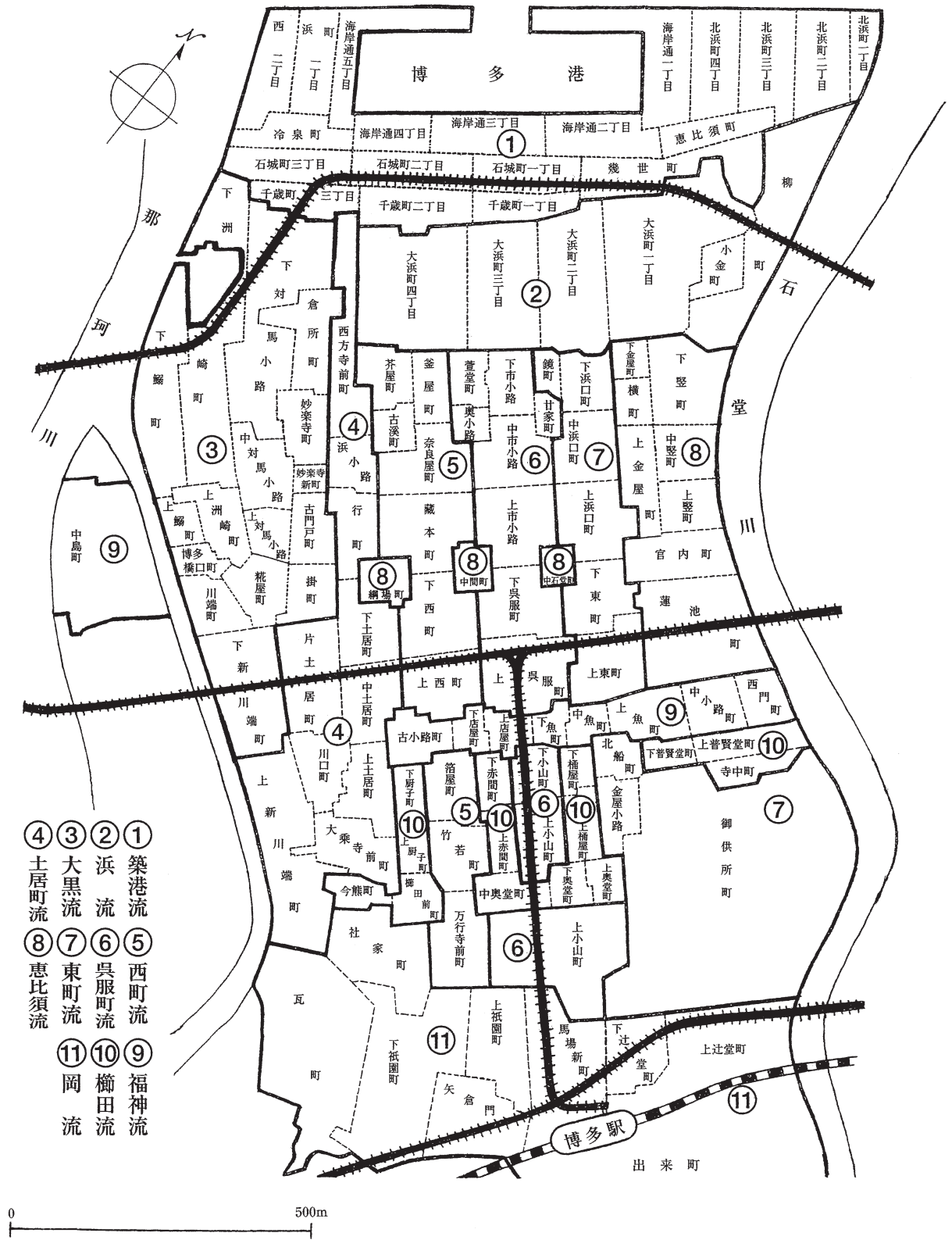


図1 昭和5(1930)年の博多の町域と流域

※[落石 1961 206]を改変。
 ※鉄道と市内路面電車軌道も表記。

最初に成立した七流のうち六つが山笠を一本ずつ作った。残りの一流は能を奉納した。山笠を櫛田神社境内に入れる順番は毎年変わった。能奉納を担当する流も一年交替で替わり、七年で七流を一巡した。各流では一年交替の当番町制度を設け、山笠奉納、能奉納とも各当番町が自流の他町を指揮して運営に当たった。山笠奉納の場合、非番の諸町は当番町の指揮下で「山昇き」に参加する。「昇く」とは棒などを肩で担いで移動することをいう。山笠には車輪がないので昇いて前進させる。両当番とも当番費用のほとんどは当番町が自町内の各家から集めた。櫛田山笠の場合、祭礼の運営主体は山笠当番町と能当番町であったといえる。

江戸時代の櫛田山笠は毎年六月一日から一五日にかけて、男性のみで参加でおこなわれていた。最終日の一五日には、未明に櫛田神社社内で神職たちが祭祀（神饌と神楽の奉納）をおこなった。ついで早朝に山笠が一本ずつ櫛田神社に奉納されたあと、博多市中の約五キロの所定の順路を昇き進まされた。これを「本昇き」といった。本昇きは享保一〇（一七二五）年ごろから後続の山笠が先行の山笠に追いつこうとして速さを競うものとなった。そのため「追い山」と呼ばれるようになった。残りの一流は六本の山笠が出ていった直後に同社境内で能を奉納した。能に続いて相撲が奉納された。時間と場所からみて能当番町が相撲奉納も運営していたと思われるが、詳細は不明である。

また一日未明には各流とも自流内だけで山笠を昇き廻す「流昇き」をおこなっていた。ほんらいの山笠行事（普通、山昇きと呼ばれる）は本昇きと流昇きの二つだけであった。

しかし江戸後期になると一日にも流昇きがなされるようになった。そのためほんらいの流昇きである一日の山昇きはこれと区別されて「朝山」と呼ばれるようになった。またこの時期には「他流昇き」が新出し、一五日以前に数回おこなわれるようになった。これは自流の山笠を他流に披露する目的で他流の範囲で昇くものである。新出の山昇きはいずれ

も未明や早朝にはおこなわれず、この点で朝山や追い山とは区別された。新出の山昇きの実施時刻は観光客にとっては見物しやすい時刻であったといえる。新たな山昇きの登場と見物のしやすさは観光客の山昇き見物の機会を増やすことにつながったので、観光客の増加と観光収益の増加にもつながったと考えられる。

① 享保の大飢饉以前の祭礼産業と観光産業

1 祭礼産業

櫛田山笠にかかわる祭礼産業を考えるうえで重要なのは、室町時代以来の慣例とみて間違いないが、現在に至るまで、人形を中心とする山笠の飾り物が毎年作り替えられていることである。周知のように京都祇園では室町時代の後半までには町ごとに出される山または鉾の趣向が固定されてしまったわけだが、博多櫛田の山笠では飾り物がいまだに毎年作り替えられており、これがこの祭礼の特徴の一つとなっている。

各山笠の飾り物は一つの主題によって統一されている。その主題を標題といい、記紀、軍記、謡曲、能、歌舞伎といった日本の古典か、中国の歴史や物語から採られる。本昇きのさいの各山笠の櫛田入りの順番・当番町名・標題を記した紙を「山笠番付」という。現在伝わっている最古の山笠番付は寛文九（一六六九）年のもので、当年の一番山笠である石堂町流当番金屋町の山笠の標題は「衣川合戦」である（落石一九六一―一四八）。

右の話は、毎年各種の飾り物を製作する職人や販売する商人がいたということを意味する。また、山笠そのものは毎年新調されたわけではなく、その組み立てをおこなう職人もいた。享保一七（一七三二）年の大飢饉まえの祭礼産業についてみていこう。ただし寛文八（一六六八）

年を境に祭礼産業に属する業種に若干の変動がみられた。

すなわちこの年の四月二七日、前月に江戸で出された儉約令を受けて福岡藩町奉行が博多と福岡の町民に儉約令を出した〔原田編 一九七五三〇～三一〕。そのなかで伊勢参り、婚礼、祇園山笠、松囃子（毎年正月一五日に七流が実施していた、藩主を奉祝するための祭礼）は簡素にするようにと命じられている。祇園山笠については「櫛田神事之山笠之儀、女着物にてかさり候儀、自今以後無用ニ可仕候、金しや・金銀之箔一切つかひ申間敷候事」とある。つまりこれ以前から山笠の飾り物には女着物、金紗、金箔・銀箔が使われていた。女着物については少しあとで述べることにし、他の物について儉約令の結果をみていこう。

金箔・銀箔はその後まもなく山笠に使われなくなった。さらにいえば、ちようどこのころ箔師という職業自体が衰えた。宝永六（一七〇九）年に成った『筑前国統風土記』には、金箔・銀箔は「いにしへ博多にて製す。其町を箔屋番と云。今は絶たり」とある〔貝原 一九八〇 六五六〕。明和二（一七六五）年に成った博多地誌の『石城志』の巻之七にも「昔より寛文の頃に至まで製せり」とある〔津田・津田 一九七七〕。

江戸中後期の山笠を描いた各種の絵画史料をみると、金紗・銀紗も使われていない。ここでいう金紗・銀紗とは中世の博多に起り、江戸時代には博多の名産として全国に知られていた唐織物（いわゆる博多織）のことで、その材料は絹糸のほかは金糸と銀糸、すなわち金紗と銀紗であった。なお福岡藩は品質保持のため、藩政期を通じて博多織屋を一二軒に制限していた。

右の儉約令で制限は受けたが、山笠の豪華さはさほど衰えなかった。作者不明の「山笠巡行図屏風」（図2）をみると、それがわかる。この屏風は延宝二（一六七四）年の祇園山笠の一連の情景を異時同図法で描いたものである。作成されたのは同年中か同年から数年のうちである⁽²⁾。図2の上段をみると、描かれた人物と建物との対比から、このこ

ろすでに山笠の高さが一〇メートルを超えていたことがわかる。

山笠の組み立て作業を描いた下段の場面には、八人の男性が作業をしている様子が見える。木槌を手に行っている者や鋸を手に行っている者があるので、大工の一人（または大工を中心とする諸職人の一人）と判断できる。四本脚の山笠台とその上に載せる二本の隣接した直方体の木組（以下、槽と仮称）が剥き出しのまま見える。一方、組み立てと飾り付けの済んだ中段の二本の山笠をみると、頂部に多くの幟旗を挿した山笠と、頂部に一本の雄松を立てた山笠と、二系統の飾り方のあったことがわかる〔田坂 一九九四 四三三〕。山笠台に取り付けられた山笠棒は四本である。そして人形と幟旗と雄松が、飾り物のほとんどすべてである。飾り物の数が少ないため、両山笠とも二本の槽を覆っている極彩色の布（昇葺^{のふぎ}）という⁽³⁾がほぼ全面にわたって露出している。しかし飾り物は数こそ少ないが、豪華な作りにはなっている。とくに人形は両山笠とも四体を数え、等身大の大きさで、作りも精巧である。中段の左側の山笠の人形には女着物も男着物も着せられている点に注意しておこう。もちろん金紗・銀紗はみられず、博多織ではない。

博多の大工については、延宝三（一六七五）年正月、三〇箇町八七人の大工が連名で当地では仕事がないので半年ほど他国稼ぎを認めてほしいと町奉行に願っている〔九州文化史研究所史料集刊行会編 一九九八 二二八～三三二〕。慶長五（一六〇〇）年一二月の黒田氏入国の際、博多の西限那珂川の西に造られた新興城下町福岡にも多数の大工がいたが、山笠当番町が博多の大工を差し置いて福岡の大工に山笠建設（山笠の組み立て作業）を依頼したとは思えないので、山笠建設に従事したのは博多の大工であろう。

昇葺については『石城志』巻之六に、昔は富家が昇葺に用いるための「美服」を拵えておき、山笠当番町に貸し出していたという、古老の言葉が引かれている〔津田・津田 一九七七〕。同書同巻にはさらに、今は木綿

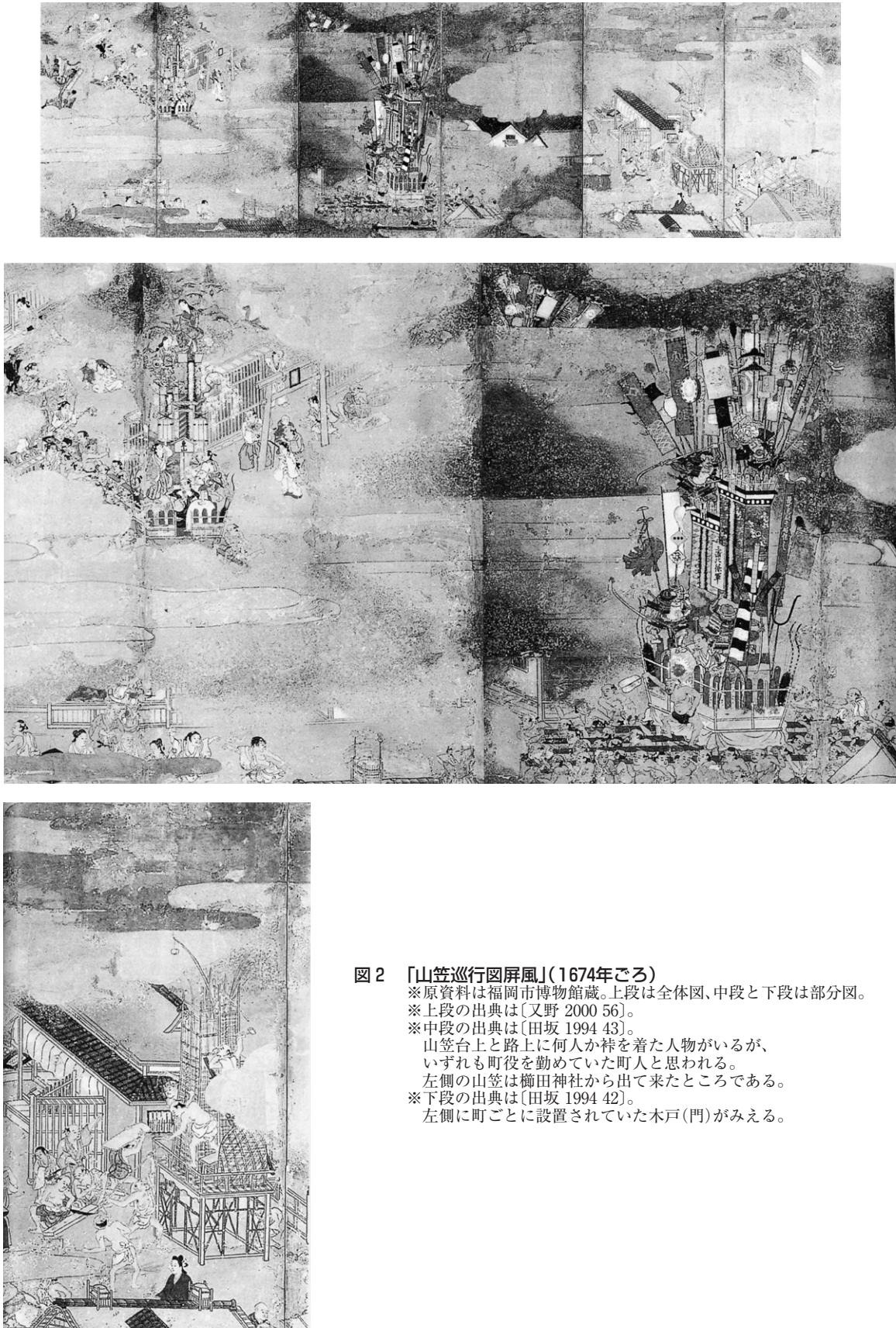


図2 「山笠巡行図屏風」(1674年ごろ)

※原資料は福岡市博物館蔵。上段は全体図、中段と下段は部分図。

※上段の出典は〔又野 2000 56〕。

※中段の出典は〔田坂 1994 43〕。

山笠台上と路上に何人か袴を着た人物がいるが、
いずれも町役を勤めていた町人と思われる。

左側の山笠は櫛田神社から出て来たところである。

※下段の出典は〔田坂 1994 42〕。

左側に町ごとに設置されていた木戸(門)がみえる。

を華やかに染めて昇葺としていとある。美服というからには、博多織の着物であろう。しかし図2の中段の二本の山笠の昇葺は木綿のようにみえ、茜地や白地・黒地で金紗・銀紗はない。儉約令を受けて博多織の着物が木綿の反物に代わったということらしい。

木綿織屋と染物屋については同書巻之七に記述がある。木綿織は絹の博多織にたいして「木綿博多織」と記され、奥堂町十右衛門以下六軒の織屋が博多にあるという。染物屋は「市中に良工多し。此故に近国よりも是を賞して染におこす者多し」といい、高い技術が広く知られていた。人形の衣装は儉約令の出るまえは当番町が博多織屋から博多織の反物を買って仕立てていたと考えられる。しかしこれも右の儉約令を受けて木綿に代わった。

時期はかなり下るが、天保一三（一八四二）年に出された儉約令に、山笠人形の衣装にはこれまで今織錦が用いられていたが、今後は「古来之通」木綿に型染めをして用いるようにとある（博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五 七〇）。衣装の布地が博多織から木綿へ、さらには中には今織錦に代わったのである。寛文八（一六六八）年の儉約令で女着物は禁じられたはずであるが、実際には博多織を木綿に代えただけで女着物は存続した。男着物ももちろん木綿に代わり、存続した。

山笠飾りの中心をなす人形（木偶）について述べる。江戸前期から六山笠すべての人形の製作を独占していたのが土居町下居住の人形師小堀氏である。小堀氏は明治初期まで独占を続けた（博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五 随所。山崎編 一九一〇 三三二～三三三）。『石城志』には、小堀氏について「昔より祇園山の人形・馬等を作る者有て土居町に住せり」とある（津田・津田 一九七七 巻之七）。文化四（一八〇七）年に成った『筑前櫛田社鑑』³ 坤巻には「小堀家の古記に曰」として、小堀家の祖先は京都の四条に住んでいた木偶師で、永享九（一四三七）年三月に博多の者に召し抱えられて博多に移住し、同年から山笠の人形を作ったと

書かれている。この話の真偽は確かめようがないが、しかし同書同巻には、小堀氏は「寛文年中よりの山笠番附ハ今に持伝ふ」という情報が補足されている。この情報により、遅くとも寛文年間（一六六一～七二二）には山笠人形を作っていたと考えられる。

享保の大飢饉以前の山笠建設にかかわる祭礼産業について、寛文八（一六六八）年の儉約令の前後に分けて記せば次のようになる。箔師は衰えて山笠に関係しなくなった。大工は相変わらず山笠建設に関係した。昇葺および山笠人形の衣装に関係するのは博多織屋から木綿織屋と染物屋に代わった。人形師の小堀氏は相変わらず山笠人形の独占を続けた。

ここで留意すべきは、儉約令の前後を問わず、山笠製作にかかわっていたのはいずれも博多の職人だったと考えられることである。山笠当番町は博多内の職人だけに金銭を支出していたことになる。山笠当番費の移動は博多内に限られており、博多の富が外部に流出することはなかったわけである。博多の手工業の種類と技術の豊かさが知られる。

ところで祭礼産業に属する者ではないが、福岡藩士も山笠に関係していた。宝永二（一七〇五）年に成った『筑陽記』に「山笠と云ハ凡高さ六、七間⁴ばかり、小山の状^{かた}高低の嶺を造り、彩^{つづ}絹を以て裏之、名将勇士の合戦或は和漢希有の物語の品・人馬を作」っているとある（安見 一九六四 二五～二六。読点・並列点・振り仮名を補った）。すなわち高さは一二メートルから一四メートル近くまであり、昇葺を背景に、標題に沿って模型と人形を飾った。さらに記述は続く。飾り物の人馬には本物の武器（甲冑・弓箭・太刀・刀）および馬具が着けられており、それらは宿願により、または飾り物を豪華にしようとして、福岡藩士が貸し出しているものである、と（安見 一九六四 二五）。江戸後期にもこの慣例の続いていたことが『筑前櫛田社鑑』坤巻に記されている。両書の文脈からみて、彼らは無償で貸し出していたようである。

享保の大飢饉以前の能当番町の支出先、すなわち能奉納に関係する祭

礼産業については史料がほとんどないためよくわからない。飢饉後の史料をみると、寛保元（一七四一）年一〇月の町奉行作成の文書に、能当番町が舞い手として夜須郡甘木村の著名な能役者である梅津氏を雇う慣例のあったことが記されているが（原田編 一九七六 一六二）、梅津氏がいづころからこれを勤めていたのかは不明である。また『石城志』には、舞い手は梅津氏、囃子方と謡い方は博多の者が勤めているとあるが（津田・津田 一九七七 卷之六）、囃子方と謡い方が専業の芸能者だったのかは不明である。これらの人々は祭礼産業に属していたとみなせる。ちなみに前述の町奉行作成の文書中の指示に従い、寛保二（一七四二）年から、能当番町は御渡り銭（後述）のうち銭二六一匁九分五厘で米九俵強を買い、これを能料米として梅津氏に遣わすようになった。

2 観光産業

享保の大飢饉以前の観光産業については宿泊業にかんして多少のことが知られる程度である。関係史料を提示しておく。

山笠飾りは藩政期を通じて基本的には年々豪華になっていった。これが、他流や他町への対抗心のなせる業であったというのは確かである。他流の飾り物や自流の以前の山笠当番町が作った飾り物に見劣りするものは作れないという心意が博多各町にあったものと思われる⁽⁵⁾。しかし同時に、博多の住民が観光客の目を意識した結果であったというのも間違いないであろう。

福岡藩も観光客の目を意識していた。宝永五（一七〇八）年に、当年より奇数番の山笠は合戦山（修羅物）に、偶数番の山笠は源氏模様（鬘物）に飾り付けるようにという藩命が出された（津田・津田 一九七七 卷之六）。これ以前は各山笠当番町が自由に飾り物を作っていたので、年によつてはその内容が一方に偏ることがあった。そこで六本の山笠を動と静、勇ましさと優美さに二等分しようとしたのである。これは祭礼をお

こなう側ではなく、みる側に配慮した命令である。

このころには筑前国内だけでなく、他国からも観光客が来ていた。そのことは『筑前国統風土記』から確認できる。同書では、一八世紀初頭の観光客の様子が六月一日とそのまえの数日に分けて次のように描かれている（具原 一九八〇 八五）。

此日は近所の士庶集まるのみならず、国中の男女隣国の遊客、作り山を見んとて、かねてより博多の町に來りつどひて、やとる者そこばくなり。作り山の通る所は、見る人ちまたにみちて、日のあつき盛なるに、おしあひて、所せくいたつかはしきありさまなり。すへてかうやうの人多くあつまれる祭は、よその国にもまれ也。雨なと久しくふりて、作り山もよそほはねは、山見んとて、遠きより來れる遊客のともからは、日数を多くふるまでやとり侍へる故、まつしき家は後にはあるしまうけにうみて、たかひにわびしげに見ゆるもおかし。

前半部の遊客の宿泊先は記されていない。後半部の遊客は宿屋ではなく、普通の民家に泊まっている。博多のどこかの貧しい家の主人が知人・友人を泊めたという話である。一八世紀初頭の博多にどのぐらい宿屋があったのか、そして宿屋に泊まる観光客がどのぐらいいたのか、といったことはわからない。

しかし享保一七（一七三二）年七月の町奉行作成の文書に次のようにある。祇園山笠の節、足軽頭が昼間は足軽五〇人を率いて博多の警備に当たってきたが、「町宿無之候故」夜間はそのうち二〇人で警備に当たってきた。しかし今日、足軽頭が町奉行に書付を提出し「昼夜共五拾人相揃召置度候、依之町宿相渡候様ニ有之度之旨」を申し出た。同様の申し出は昨年もなされた。しかし「数十年右之通」の警備で別に問題もな

かつたので、今後もそのままの警備をするように申し渡す、と〔原田編 一九七五 四九七〕。休憩・仮眠のための宿が取れないために交代制が採れなかったということなのか、ともかく足軽頭は三〇人を夜間の警備から外さざるをえなかったわけである。そして町奉行は観光客の宿泊を優先し、足軽頭の申し出を却下した。文書を素直に解釈すれば、祇園山笠期間中、観光客によって博多の宿屋はすべて満室になるという状態が数十年來続いてきたことになる。これにより、宿泊業者が大きな利益を挙げていたのは確実である。

福岡藩は寛文八（一六六八）年こそ幕府の意を汲んで祇園山笠にたいしても厳しい儉約を課したが、宝永五（一七〇八）年の話や享保一七（一七三二）年の話からみて、博多に利益をもたらす観光客をかなり重視していたといえる。

② 享保の大飢饉以後の福岡藩による祇園山笠振興策

享保一七（一七三二）年は春から長雨が続き、秋には大飢饉となった。これは西国一帯に甚大な被害をもたらした。享保一一（一七二六）年の福岡藩の人口は三二万〇二五人であったが、飢饉によって六万人から七万人の死者が出たと推定される〔柴多 一九九四 一九〇～一九二〕。

博多に話を限定してみる。飢饉直前の博多の人口は不明だが、元禄三（一六九〇）年調査の人口は一万九四六八八（男一万一一三八、女八三三〇）で〔貝原 一九八〇 二一〇〕、飢饉の五年後の元文二（一七三七）年の人口は一万三四六九八（男七六一七、女五八五二）であった〔原田編 一九七六 一一～一三〕。単純に比較すればほぼ六〇〇〇〇人の減少だが、これには餓死者だけでなく流出者も含まれていた。享保二〇（一七三五）年一二月、町奉行から福岡月行司と博多年行司²⁷に宛て、禁じられている他国での長期間の奉公と商売が増えているので、これ

らの流出者を出身町で呼び返すように指示が出されている〔原田編 一九七五 五四六〕。飢饉後しばらく、博多の商業は停滞していた。

享保の大飢饉後、福岡藩は町役所（町奉行所）を通じてさらに強く祇園山笠振興策を推進した。御渡り銭の支給、仕組書の作成、加勢人雇用の解禁をおこなったのである。右の三点については別稿で詳述したので〔宇野 二〇〇五 五二～五五〕、ここでは要点のみを簡潔に記す。

寛保元（一七四一）年一〇月、町役所は翌年から松囃子と祇園山笠に御渡り銭を支給することにした〔原田編 一九七六 一六一～一六三〕。御渡り銭とは助成金ないし補助金である。祇園山笠についていうと、これまで山笠および能の奉納を担当する流の非番の諸町は「祇園銭」と称する少額の金を当番町に提供するだけで、流の祭礼費用はほぼ全額当番町が負担していた〔原田編 一九七六 一五八〕。

しかし飢饉による人口の激減と商工業機能の麻痺のため、この時期には、とくに多額の費用を要する山笠当番においては運営資金や人員が著しく不足し、その実施が困難になっていた。そのため藩は山笠当番町には山笠仕立銀を、そして能当番町には能料銀を、御渡り銭として与えることにした。山笠仕立銀は純粋に山笠の建設費と定められたので加勢人雇用費（後述の片土居町の例などからみて加勢人に直接金銭を支払ったのではなく、酒を買い遣わして雇ったのだろう）や酒肴代などは含まれていなかったが、これによって山笠当番町の負担は若干軽減された。

しかしそれでも、御渡り銭の山笠仕立銀だけで享保の大飢饉以前の規模の山笠を建設することは不可能だった。額が足りなかったのである。山笠の規模は、基本的には博多の商工業機能が回復していくことで徐々に回復していったとみるべきである。

六月一五日の櫛田入りに先立ち、同社近くの杜家町の出発点に各流がその年の櫛田入り順に山笠を並べ置くことを「山揃え」という。ところが享保一〇（一七二五）年ごろからこれが乱れ、櫛田入りも混乱する

ようになった。このころから追い山が形成されていったのである。混乱を避けるため、寛保三（一七四三）年閏四月、町奉行は山揃えの位置を厳守させるよう年行司に命じ、さらに五月になると櫛田入りのやり方を規定した細かい仕組書を年行司に作らせた（原田編 一九七六二二〇、二三一～二三二）。仕組書はその後何度か改正されたが、廃藩置県まで毎年用いられた（山崎編 一九一〇、二六～二八）。

一方、延享四（一七四七）年五月の記録に次のような話が見える。「近年」、周辺郡部の「百性」が山昇きに来ていたが、これは郡奉行に禁止されてしまった。そこで昇き手不足になったため延享三（一七四六）年春に山笠当番諸町の依頼を受けた町奉行が郡奉行に掛け合い、相対で加勢に雇う許可を得た。しかし解禁の触が公には出されなかったため、農民は不審に思っただけで加勢に来なかった。よって当年は福岡城下近辺四郡の郡代衆を通じて大庄屋へこの旨を通知してもらい、再び農民を相対で雇えるようになった（原田編 一九七六 四四〇～四四二）。

享保の大飢饉によって博多の人口が減ったため、追い山の昇き手として農村から加勢人を雇う必要性が増していた。しかし飢饉によって人口が減ったのは農村も同じであった。大飢饉後、農民は減少した労働人口で農作業をしなければならなかった。この理由で郡奉行が農民の山昇きへの加勢を禁じたのはまず間違いない。ところが町奉行と郡奉行の話し合いで加勢が解禁された。町奉行の、加勢人を増やして追い山を振興させようとする意図にそった結論に落ち着いたのである。

漁村についても、宮浦（現福岡市西区）の三所神社や奈多（現福岡市東区）の志式神社に加勢の記念に奉納された江戸後期の山笠絵馬が残されているので、加勢人の出ていたことが確認できる（博多山笠記録行事記録作成委員会編 一九七五 口絵）。また七流に属さない博多の町々は「加勢町」と呼ばれ、ここからも加勢人が雇われていた（山崎編

一九一〇 三六）。

③ 享保の大飢饉以後の山笠の復興と祭礼収益

1 山笠の衰退と復興

山笠の発展は享保の大飢饉によって一時的に頓挫した。「祇園祭礼山笠歳代記 全」の享保一七（一七三二）年条には秋の大飢饉が目前に迫った状況で「本山笠例年よりふとし」とあるが、「ふとし」は明らかに「ほそし」の誤記ないし誤写である。翌年条には「去子ノ秋大変によつて今年之山は悉細し」とある。これは櫓を取り払ったという意味であろう。櫓を取り払うことで、もっぱら櫓に取り付けられていた金のかかる飾り物を減らそうとしたのである。櫓と飾り物の衰退は十年経つてもほとんど変わらなかった。寛保二（一七四二）年に支給が開始された祇園山笠用の御渡り銭の内訳が能料銀の他は山笠仕立銀であったのは、藩が山笠の櫓と飾り物の復興を企図したからであろう。

享保の大飢饉の被害はあまりにも甚大だったため、しばらくは山笠当番費用がなかなか集まらず、粗末な山笠が作られ続けた。御渡り銭の支給が開始されてからも櫓と飾り物の復興はなかなか進まなかった。

延享五（一七四八）年六月一五日には、ときの福岡藩主黒田継高の四男が追い山終了後「祇園会山笠飾有之分当番之町々へ御入込御上覧」をおこなった。追い山を終えて各当番町に戻されていた山笠のうち、飾り物のある分についてはその当番町を残らず訪れ、上覧したのである（原田編 一九七六 四七四）。逆にいえば、飾り物の再製作をまだ本格的に実行できていない町もあったということになる。

しかし宝暦年間（一七五一～六三）も後半になると、博多の商工業も多少は回復したらしく、櫓も飾り物も回復した。

宝暦九（一七五九）年の六山笠を描いた上田主勝の「山笠屏風」(図3)

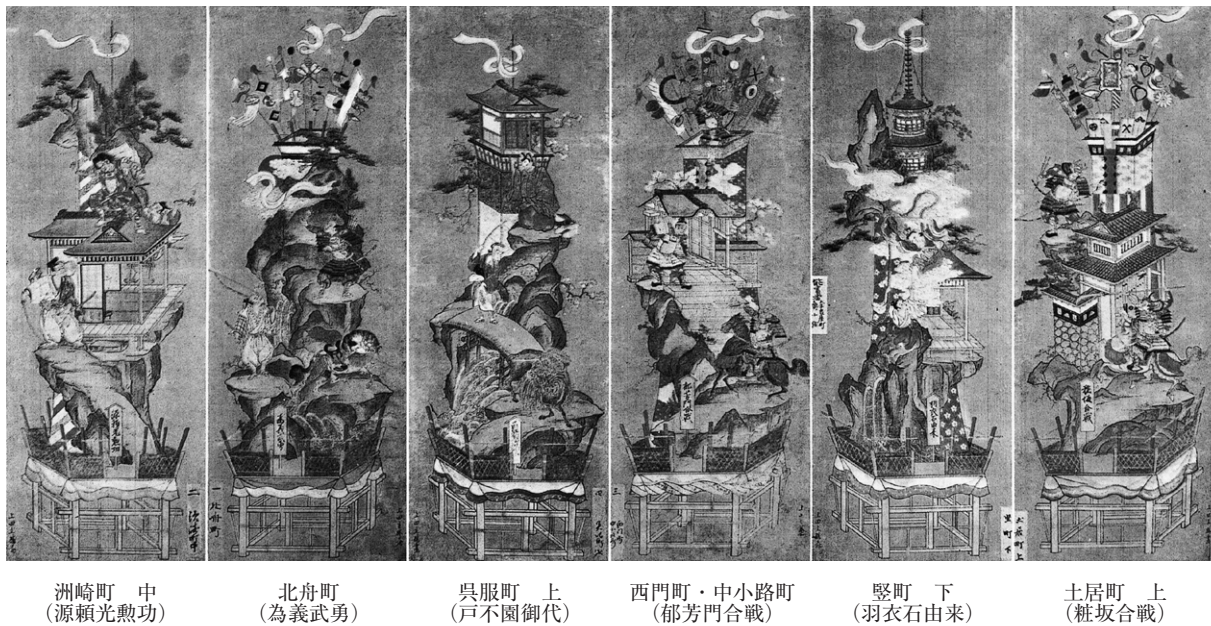


図3 「山笠屏風」(1759年ごろ)
 ※〔福岡市役所編 1968 74〕。
 ※原資料の所蔵者は不明。

からそれが確認できる。上田氏は尾形氏・衣笠氏とともに福岡藩の御用絵師を世襲した家で、博多に住んでいた。そして御渡り銭支給開始から廃藩置県に至るまで、毎年祇園山笠開始直前に山笠の本絵図(彩色された完成予想図)六枚一組を町役所を通じて藩主に献上した。⁽⁸⁾「山笠屏風」は本絵図を屏風にしたものと思われるが、描かれた山笠はいずれも高さが一メートルほどあり、二、三体の人形や馬のほか、城、館、橋、門といった人工物の模型や、岩山、川浪といった自然物の模型、および昇草がみえる。人形の数は「山笠巡行図屏風」に描かれた山笠のそれに劣るが、高さはほぼ回復し、模型の数と種類は増えている。「山笠巡行図屏風」に描かれていた二本の櫓は一本に減じている。

宝暦一二(一七六二)年のある記録には「山笠地上十六尺以上、表裏に二個以上の人形あるものあり」と記されている〔博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五 四六〕。「山笠屏風」から推して「十六尺」は「三十六尺」の誤記と考えられ、「表裏に二個以上の人形」というのは山笠の表側と裏側に二体ずつ人形があるという意味と考えられる。

さらに明和二(一七六五)年ごろには、六月一四日に「盛んに山笠を飾粧ふ。……今宵、夜もすがら祇園社に詣て、山笠を見歩行く者巷に群集して錐を立る地なし」という状況になっており〔津田・津田 一九七七 卷之六〕、山笠が再び観光客の目を満足させていたことがわかる。

『石城志』にはまた、博多の特産品の一つである団扇にかんする説明として「須崎町に是を作る家あまたあり。又五月の初めに山笠の番附を団扇に板行して隣国までも是を販く」とある〔津田・津田 一九七七 卷之七〕。この団扇は山笠や能の当番町が作らせた物ではなく、団扇屋が自前で作り販いだ物である。祭礼期間前にこれを製造して観光客となりうる人間に売るわけで、これも観光産業とみなせる。隣国にも需要があったという点からも、享保の大飢饉後の山笠の復興ぶりが知られる。

ところで、後代の記録だが、大正二三（一九二四）年に六代目三苦惣吉が作成した「古代山笠由来之巻」に「安永三年より山笠の高サ飾り附け等一定シ」たとある。安永三年は一七七四年である。この記録によると、三苦氏の初代惣吉は、矢倉門（上祇園町と下祇園町に跨る区域の通称）に住んでいた上田家の主房のもとで絵を学んだという。三苦氏自身は代々市小路町下に居住し、初代惣吉が宝暦二（一七五二）年に初めて居町の山笠建設にかかわり、以後幕末まで山笠下絵図の製作と山笠建設の指揮に頻繁にかかわった（山崎編 一九一〇 三三、三三三。博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五 四二、五二、六二、六六、六七）。下絵図は二部作られた。山笠建設の許可を得るために年番所（年行司役場）経由で町役所に提出される分と、当番町が山笠建設の設計図として利用する分である。前者は町役所の許可が下りると年行司から上田氏に遣わされ、上田氏の本絵図製作に利用された（博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五 五六、五七、六〇、六二）。

右の「古代山笠由来之巻」の話は、安永三（一七七四）年に三苦氏がその後の山笠作りの基本となる規式を確立したという家伝である。宝暦後半以降の山笠の復興が、ひとまず頂点を迎えたという意味になる。

その後、幕末までに三苦氏の描いた山笠の屏風（当番町分の下絵図をもとに描き直したものである）やその他の山笠の絵馬は多数現存している（博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五 口絵）。それらを見ると、人馬はもちろん各種の人工物・自然物の模型も江戸後期には大量に作られていたことがわかる。人形や多くの模型が櫓に取り付けられるようになったため、櫓を覆っている昇葺は目立たなくなっている。

2 幕末・明治初期の山笠の基本構造

本項では幕末・明治初期の最盛期の山笠の基本構造をみてみる（山崎編 一九一〇 三〇、三一。落石 一九六一 一〇六、一一〇。井上

一九八四 一二三、一二五）（図4。なお後掲の図5も参照）。山笠の主要部位は山笠台と山笠棒と櫓なので、これを中心に見ていく。各部の木材の種類についてはごく一般的に使われたと思われるものを記す。つまり、必ずしも左のとおりの種類ではなかったことをお断りしておく。

山笠台は立方体に近い木組である。高さは六尺で、幅と奥行きは各一間（京間で六尺五寸）である。檜または松でできた長さ（高さ）六尺の四本の「脚」（これを「柱」ともいうが、ほんらいの柱と紛らわしいので脚のほうが適切）の底部に鉄製の沓（銅金・沓金）を嵌める。そのあと四本脚を幅と奥行きが各一間となるように立てる。前二本と後二本の脚の上部に一本ずつ「貫」という檜の横木を渡す。どちらの貫もやや長く、両端は前後の脚の外側に出る。左二本と右二本の脚の中央部には一本ずつ六尺ほどの檜の貫を詰め込む。つまり計四本の貫で四本脚を繋ぐ。前と後の貫の上にはそれと同じ長さの「棒持たせ」（棒ぐり・棒受け）という檜の横木を一本ずつ載せる。棒持たせの上辺の六箇所は前後の脚の外側め半円形に削り抜いておく。一番外側の左右の半円形は前後の脚の外側

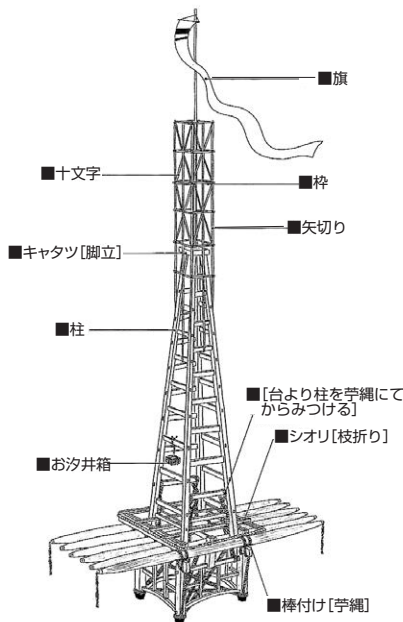


図4 幕末・明治初期の山笠の基本構造
※〔FUKUOKA STYLE 編集部 1994 67〕を改変。
※基本構造とは飾り物を全く付けていない状態を指す。この状態の山笠を素山という。
※当時の山笠棒の長さは京間で四間だったが、この図では三間ほどに描かれている。

にはみ出す形となる。四本脚の下部の前後左右に「への字」と呼ばれる「へ」の字形に湾曲した檜の木を一本ずつ填めて四本脚を補強する。ある脚の上部と下部それぞれから対角線に別の脚の下部と上部に「八つ文字」と呼ばれる縄を渡して両端を結ぶ。つまり八つ文字は全部で四本となる。四本脚の頂部には「枝折り」と呼ばれる一間半四方の天板を置く。枝折りの縁は木製（種類は不明）で、中に数本の割り竹を詰め込む。

山笠棒は六本に増えていた。檜（または松か杉）製で、長さは四間である。これを山笠台の前後（枝折りの下）に通し、二本の棒持たせの半円形の部分に詰め込み載せる。それから六本とも芋縄からむしなわで山笠台と結ぶ。

枝折りの上には二丈六、七尺から三丈の長さの四本の「柱」を内側に少し傾けて上細りに、四角錐状に組み上げる。四本ともその下部を芋縄で山笠台と結ぶ。四本柱の底部は枝折りの空隙部（割り竹のない部分）に通す。四本柱の頂部に「脚立」という名の天板を取り付ける。四本柱と脚立は木製であるが種類は不明である。四本柱の中央部から八本の長い竹を上方へまっすぐに立てる。横にも数箇所竹を入れる。この竹組の、脚立より上に出た部分を「矢切り」という。竹組は高さを稼ぐのに有効だった。柱と脚立と竹組が櫓を構成している。「山笠巡行図屏風」に描かれた櫓（図2下段）とはかなり構造が変わっている。

ちなみに『筑前櫛田社鑑』坤巻によると、竹組は明和二（一七六五）年の二番山笠当番土居町下が初めて作ったもので、これに昇尊を縫い付けるようになったという。前述の三苦家の家伝は、櫓の構造の変化を受けて三苦家が山笠の高さや飾り付けなどの規格を一定させたのが安永三（一七七四）年だったという意味に解せば、べつに不自然ではない。

話を戻す。飾り物のほとんどは櫓に取り付けられ、一部は枝折りの上に取り付けられる。飾り物は表（前側）と見送り（後側）を中心に取り付けられるので、左右側に生ずる空隙は矢切りから枝折りまで茜地木綿の昇尊を垂らしてこれを塞ぐ。山笠の建設には釘はいっさい用いられず、

込栓と楔と縄だけで組み立てられた（これは今日でも同様）。

右の構造の最盛期の山笠は山笠台上から矢切りの先端まで四丈と六、七尺を数えた。つまり鉄杵から頂上までは五丈二、三尺で、ほぼ一メートルもあつた。そして多くの高価な飾り物を取り付けられていた。

山笠の作りがさらに複雑になったため、幕末までに山笠建設は二つの職務に大別されるようになった。山笠台を組み立てる作業と、山笠棒・櫓・飾り物などを山笠台に取り付け作業である。文久元（一八六一）年に成った片土居町の「山笠銭出入控帳」¹⁰をみると、両作業の指揮者がともに「山笠棟梁」と書かれている箇所もあるが、前者が「請方棟梁」、後者が「雇方棟梁」と書かれて区別されている箇所もある。近現代には請方棟梁は山土工などと、雇方棟梁は日雇方棟梁などと呼ばれている。

なお享和元（一八〇一）年には山笠の建設作業場兼保管場として洲崎町流が初めて山木屋を作り「博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五五二」、他の流にも広まった。詳細は不明だが、これを作る作業は山笠建設をおこなう者が兼ねていたのかもしれない。

3 幕末の山笠当番町、祭礼収益、山笠建設費

本項では文久元（一八六一）年に土居町流の山笠当番を勤めた片土居町の支出記録「山笠銭出入控帳」をおもに検討する。これによると同町は安政六（一八五九）年六月一六日から本格的に当番の準備を始めた（当番費用の徴収は一八五四年から始めた）。費用によっては支出先の書かれていない場合もあるし、書かれていてもどこにあった店なのか、どこに住んでいた者なのかわからない場合もある。しかし確認・比定できたかぎりでは支出先はほとんどが博多内にあつた祭礼産業である。具体的にみていこう。

下絵図師には古小路町の卯吉という人物を八五〇文と酒一升（二〇〇文）の手付けで雇い、のちに六〇〇文を、さらにのちには八五〇文を支

払った。請方棟梁については右の卯吉と三苦惣吉のどちらに頼むか町内で入札をおこない、一一両で卯吉に頼んだ。雇方棟梁には土居町下の善吉を二両一步二朱で雇った。善吉を手伝う者として、当番年の五月一日から六月一日まで二四人もの人間を雇い、一人につき四三四文を支出した。また支出先の名はないが、「江戸献上之絵図料」として四貫二〇〇文も支出された。江戸の福岡藩藩邸に送る本絵図の製作料で、もちろん上田氏に支出されたものである。山笠人形師の名も記されていないが、廃藩置県まで小堀氏以外に山笠人形師はいなかったので小堀氏で間違いはない。同氏にたいしては当番前年の六月二日に手付けとして三貫四〇〇文を支払い、当番年のおそらく五月に人形二体を一九〇目（一一貫四〇〇文）で購入した。釜物には九貫六〇二文を支払い、沓金のほか針金・釘・針・鏝を購入した。針金以下は当番運営に必要な雑務に用いられた品であろう。釜惣とは土居町下にあった鋳物業の本店瀬戸家のことであろう。みられるとおりに、右の各氏はいずれも博多に住んでいた。

野吹（昇茸）用の木綿九反は九貫九〇〇文で、台幕（山笠台を覆う幕）用の「極上」の木綿一反は一貫四〇〇文で購入しているが、店名は書かれていない。両者の染代として五貫八二〇文も支出されているが、染物業の名はやはり記されていない。以上の合計一七貫二二〇文が「呉服太物代」として計上されている。木綿も染物も博多の特産品なので、博多の手工業者に代金を支出したのである。これとはべつに「いしよぶ着せ」の代金三貫文が「荷月殿」に、「同手伝」の代金一貫文が「縫屋甚七殿」に支払われている。しかし両人とも居町は不明である。

人形は毎年必ず作り替える慣例だったので片土居町もこれは新調したわけだが、同町は貧しい町だったためか、模型類は一つも新調していない。どうしたかという点、万延元（一八六〇）年六月一五日の追い山終了直後、四つの町に出向いて中古品を購入している。土居町流の浜小路

町からは丸伽藍・大屋形・橋を一両一步で、洲崎町流の川端町からは高山堂・人形台・橋二つを二歩二朱で、東町流の東町下からは人形台・登り廊下・輿・輿の屋根・小屋形・橋三つ・風鈴を三歩三朱で、土居町流の土居町中からは大屋形・橋を二歩で購入した。最初の三町は当年の山笠当番町で、土居町中は前年の山笠当番町である。中古品でもできるだけ新しい物を購入したわけである。新調の人形と中古品の模型類を巧く組み合わせ、全体としては標題にそった新しい飾り物を拵えたのである。

当時の土居町流では山笠台とそれに付ける細かい諸部品は流の共有物で、万延元（一八六〇）年の追い山終了直後、浜小路町は片土居町にこれらを送り届けている。しかし山笠棒や柱などは共有物ではなかった。そこで片土居町はのちに山笠棒と柱以下の山笠の部品を土居町上から借り受けた。さらに山笠の附属品（通常の任意の形式の飾り物ではなく、旗類など決まった形式の品物）のほとんども綱場町・古小路町と四人の商人から借り受けた。商人のうち一人は土居町上の喜平と明記されており、「紅宗」と記された別の一人は行町の呉服商の本店、紅屋宗七である。他の二人（肥後屋次右衛門と糶屋吉平）は居町の比定ができない。これらの借用物は当番終了後、損料または酒一升とともに返却された。片土居町にかぎらず、中古品の模型類を購入したり山笠の部品や附属品を借用したりする町は多かったようである。土居町中が模型類を一年保管していたのは売却の可能性を見越していたからであろう。このようにすれば当番町は多少は支出を抑えることができるし、売却する側や貸与する側にとってはかつての支出をある程度は補えることになる。

当番の諸作業に必要な細かい諸品（紙糸、蠟燭、食器、縄藁、など）や山木屋の設置に必要な細かい諸品（計一貫〇九五文）も各種の職人や商人から購入した。これらの品々の購入先はほとんど書かれていないが、博多で簡単に購入できる物ばかりなので、博多で購入したと思われる。

加勢人の雇用については安政六（一八五九）年六月二三日、御笠町

牛頭村（普通は牛頭村と書く）に赴き、この地域の加勢人雇用の親村となるよう頼んでいる。このとき片土居町の者は酒五升（一貫文）と肴（一貫文）を手付けに持って行ったが、牛頭村に着くと酒一斗（二貫文）を買い足している。翌年六月一六日には片土居町の若者中が牛頭村とその周辺の枝村に手付酒五斗（九貫文）を持参した。同町はほかに六つの村を親村としたが、金銭を渡して加勢人を雇用してはいない。なお幕末・明治初期の祇園山笠を克明に回顧した『追懐松山遺事』には、追い山終了後に山笠当番町が加勢村から来た者一人につき酒三合と若干の食料（帰りの弁当か）を報酬として渡したとある（山崎編 一九一〇 三六）。やはり加勢人を現金で雇用する慣習はなかったとみられる。そして原則的には加勢人に遣わす酒は博多で調達されたようである。

加勢人用の分も含めた酒代は膨大で、安政六（一八五九）年から当番年まで一〇九貫七八〇文（金二六両二朱と一三〇文）が支出されている。当番年の分だけは博多の「掛町生松屋より買求」と購入先が記されている。なお肴代もしばしば計上されており、祇園山笠に伴う酒肴の消費量の大きさが窺える。酒肴のほとんどは、今日と同じく町内の寄合や行事のさいに消費されたのであろう。

さて「山笠銭出入控帳」には支出総額が記されていない。支出額の記されていない費目も散見されるし理解しがたい記述もあるので、支出総額の算出はできない。しかし収入総額は六七七貫六六文、金に直して九九兩二歩二朱と二〇六文と明記されている。そして記載のある支出額の合計額などからみて、収入総額に近い額を支出したのは間違いない。

またこの記録から、支出先はほとんどすべて博多の商工業者だったと考えてよい。当番年の四年後、慶応元（一八六五）年冬の片土居町の運上銀賦課額は博多九八町のうち下から二七番目だった（宇野 二〇〇五 五九）。同町は貧しい町だったといえるが、それでも一〇〇両近くの当番費用を集め、支出している。当番町の貧富によって当番費用には多

少の差があったはずであるが、単純に計算すれば、幕末には毎年六〇〇両程度の金が六山笠当番町から博多の祭礼産業に支出されていた計算になる。博多内部で莫大な金銭が移動したのである。祭礼産業は、祇園山笠で得られた収益のうち少なくとも一部はのちに日常の自家の経営に回したはずである。こうして博多内部で利潤が循環した。

ところで、支出費目のうちもっとも高額だったと思われる山笠建設費については土居町流の行町が記録を残している。天保九（一八三八）年九月、行町は今後の（直接にはおそらく十年後の）山笠当番のさいの山笠仕立銀を総額七貫三〇〇目（＝四三八貫文）と見積もった。そのうち御渡り銭中の山笠仕立銀については八〇〇目が支給されると予想し、残りの六貫五〇〇目は町内で集めることに決めた¹⁾。これも当番町の貧富によって多少の差はあったはずであるが、山笠建設費が莫大な額になっていたことはわかる。それだけ山笠の作りが複雑になり、飾り物は豪華になっていたのである。

近世の博多には特産品が数多くあった。その多くは中世以来の伝統的な製品であった。『石城志』巻之七に列挙されている物のうち主要な物を挙げてみる（津田・津田 一九七七）。いくつかについては津田親子の評言も要約して付しておく。刀・包丁・剃刀・錐・鑿・鋏・鋸などの鉄器類、鋤・鍬・鎌などの農具類（隣国から来る購入客が甚だ多い）、鋳物類、瓦、素焼物、筑紫櫛、木偶、綿打弓、秤、筆、博多独楽、団扇、博多織、木綿、紅絞、染物、金箔・銀箔（寛文ごろ衰退）、博多練酒、酒、素麴、南蛮菓子類（他国では製せず）、和菓子類、酢（近国にも販売）、醤油、蠟燭、鬢付（多くは他国に販売）。

前述のように、これらの特産品のなかには祇園山笠のさいに山笠当番町に利用された物が多くあった。詳細は不明だが、観光客に消費された物も多かったはずである。近世の博多は商業都市であったが、中世以来の多様な手工業の盛んな生産都市でもあった。この理由で、山笠当番町

はほとんど博多内の祭礼産業だけで当番運営に必要な諸物品・技術・労働力を賄えた。こうして山笠当番費用はほとんど博多内だけで流通した。つまりほとんど外部には流出しなかった。一方、観光客には物品購入にかんして多くの選択肢があったといえる。

④ 享保の大飢饉以後の観光収益と博多の内と外での利潤の循環

1 利潤の循環の結節点としての祇園山笠

利潤の循環にはもう一つ種類があった。博多の内部と外部の間の循環である。本節ではこれについて検討する。

宝暦年間（一七五一～一七六三）には全国的に不作が続いた。とりわけ宝暦五（一七五五）年は福岡藩でもたいへんな不作となり、冬になると米が払底して飢人が出、以後数箇月にわたって藩からの御救銀や民間有志からの救援米がたびたび供出された（原田編 一九七八 二四二、二五一～二五三、二八〇～二八一、二八三～二八四）。同年暮れには、明年正月の松囃子のさいに福岡湊町の米穀商と博多西町下の米穀商を打ち壊すと予告した、作者不明の張紙が市小路町下の空き家でみつかった（原田編 一九七八 二五四）。厳重な警備をしたためか実際には宝暦六（一七五六）年の松囃子では何もなかったものの（原田編 一九七八 二五四）、四月になっても社会不安は収まらず、年番所の職員が博多の夜廻りをするこゝとなった（原田編 一九七八 二七九）。

このような不穏な状況のなか、宝暦六（一七五六）年の二月から三月にかけて、山笠当番諸町の町年寄・組頭と町役所の間で次のような遣り取りがあった。当番諸町は、諸物価が高騰して博多は疲弊しているのので、当年は御渡り銭の山笠仕立銀だけでは山笠は建設しがたい、しかし増額を願うわけにもいかない、と述べた。さらに続けて、近年は加勢人も雇

いにくくなっており、そのため雇用に必要な雑用銀がかなり嵩んでいる、と述べた。そこで当年からは加勢人をいっさい雇わないこととし、浮いた金を山笠仕立銀に加えたい、と伝えた。町役所はこれを認めた（原田編 一九七八 二六六、二六八～二六九）。加勢人を雇わないことにすれば追い山の速さは鈍るが、当番町は苦渋の決断を下したといえる（ただし加勢人雇用は数年以内に再開された）。

一方、この遣り取りのあとの出来事と思われるが、博多の町年寄たちが町役所に、博多は疲弊しているので当年は「在方より祇園参不仕候様二願書指出」すという、驚くべき行動に出た。周辺郡部から祇園山笠見物に来るのを禁じてほしいと願い出たのである。町役所は詮議のうえこれを差し戻した。すると次に町年寄たちは、祇園山笠見物に来ても博多市中の一族や知人のもとには立ち寄らず見物後はすぐ帰るように仰せ付けてほしいと願い出た。二度にわたる願書の提出を受け、結局町奉行は郡奉行に依頼して周辺郡部から祇園山笠見物に来るのを禁ずる旨を周辺郡部に触れ出してもらった（原田編 一九七八 三〇一、三〇三）。

物価高騰のおり、加勢人雇用費を浮かせることと観光客を歓待する博多の普通の民家（宿泊業ではない家）の負担を避けることは重要であった。加えて、当年の世上では加勢人や観光客として博多に入った周辺郡部の住民が暴動を起こす虞も多分にあつたし、以前の飢饉のさいにみられたように乞食となつて博多に長居する虞も多分にあつたので、町年寄たちがこれを避けようとしたのは間違いない。郡奉行の触のため、当年は「祇園客殊外少く御座候、在郷よりハ一向ニ客人込無之」、寂しい祭礼となった（原田編 一九七八 三〇一）。

ところが二通の願書は博多の町々でよく協議されたうえで出されたものではなく、町年寄たちの独断で出されたもので、博多にはこの件を知らない者もいた。それが祭礼終了後にわかった。よく話し合わずに願書を出したという理由に加え、「商売すし何廉ニ付、却而難儀ニ存候

者も多ク有之と相聞候」という理由で、六月二日、町奉行は年行司に書付を送り、町年寄たちを厳しく指導するようにと伝えた〔原田編 一九七八 三〇三〕。観光客が来博するとはかり思っていた観光業者は当てにしていた観光収益を手にすることができず、問題となったわけである。残念ながら「商売筋」がどのような職業を指すのかは書かれていない。前出の宿泊業がこれに含まれているのは当然として、飲食業や、土産として持ち帰ることのできる商品の販売業、といったものが考えられよう。

この話にはさらに続きがある。祭礼終了後ほどなく、孟蘭盆会をまえにした六月二十九日になって、年行司宅に投文があった。それは

当祇園会之節田舎之者入込不申候様ニ相成、商売筋ニ相障り申者多ク有之、其上盆前在郷之者諸商ひニ入込不申との風聞有之二付、何とそ入込ミ申候様ニ被仰付被下候様ニ

という訴えであった〔原田編 一九七八 三〇七〕。

この投文から、祇園山笠期間中の博多の商業収益が在郷からの観光客の動向に強く支えられていたことがわかる。同時に、孟蘭盆会のさいには在郷の者が博多に物を売りに来ていたこともわかる。博多へ入ることが祇園山笠終了後も禁じられていると誤解したのかどうか、在郷の者が孟蘭盆会のさいに物を売りに来ないという風聞があった。彼らが来ないと博多では孟蘭盆会の準備もままならないほどの需要は大きかった。ところで松籬子についても「他国にも例なきわざなれば、国中はさら也、遠近遊客来り見るもの巷街にみちみてり」という説明がなされているので〔津田・津田 一九七七 卷之六〕、祇園山笠と同じく観光客が博多に多額の観光収益をもたらしたのは間違いない。

二大祭礼のさいには周辺郡部から博多へ、孟蘭盆会のさいには博多か

ら周辺郡部へ金銭が移動した。博多と周辺郡部の間には利潤の循環が存在したのである。地域的で限定された経済圏の中でおこなわれる利潤の循環は藩政期の領国経済の基本的なあり方であったが、一年のうちでも有数の大量消費の機会である二大祭礼と孟蘭盆会のさいに、とりわけ顕著にそれがみられた。二大祭礼と孟蘭盆会は、平素からなされていた博多内に設けられた市場での農産物の売買や博多への行商とともに、農民が商品・貨幣経済に深くかかわれる機会であった。博多の商業都市としての側面は郡方の農村によっても支えられていた。博多と浦方（漁村）の間にも、二大祭礼や海産物などの売買を通じて同様の関係があった。

2 利潤の循環が機能不全に陥った諸例

前項でみた宝暦六（一七五六）年の話は、年によっては博多の住民が観光収益の獲得をあえて断念することがあったことを示している。じつは宝暦六（一七五六）年の話は博多の住民の総意として観光客の来博を拒んだわけではなかったために混乱が生じた点が問題になっただけで、観光客の来博を拒むこと自体は問題視されていなかった。

というのは、その後も不作のせいで物価が高騰した年には在郷からの加勢人の雇用の停止や観光客の来博の禁止がなされているからである。以下、四つの年の例をそれぞれ二冊の書物から挙げる。各年とも前の条は『博多山笠記録』（博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五）、後の条は『祇園祭礼山笠歳代記 全』からの引用である。引用文中、「津留」は米を博多に留めて他国に輸送しないことを意味する。

○天明三（一七八三）年

・当年米四十五文に至に付、世間困窮在郷より山昇雇わざることに相成り流中にて昇く。

・米高直ニ付町々より山笠受持も、祇遠参り少々有。

○天明七（一七八七）年

- ・今年福岡郡浦へ御触有之、祇園会入込少く御役人ひそかに入込に相成、客来停止す。在郷より入込停止に付流中にて昇く。
- ・米高直二付祇園法度、米六十四匁也。

○文政九（一八二六）年

- ・祇園祭礼ばかりにて客事は一切御法度の事。
- ・当春より米高直二付津留二相成候、……祇園客御停止二相成候、米壹俵五十三、四匁也。

○天保二（一八三一）年

- ・当年津留め、其上米価騰貴二付、客来御法度なり。
- ・当度米高直二付、郡・浦・福岡江も祇園参り客御停止二相成候御触れ有之、白米壹斗二付百廿八匁。

前二例では、天明の大飢饉（一七八二～八八）による米価高騰のため加勢人の雇用の停止と観光客の来博の禁止がなされている。後二例では、観光客の来博が禁止されている。また天明七（一七八七）年と天保二（一八三一）年には、福岡藩全域に來博禁止の触が出されている。

米不足で物価が高騰した年には加勢人の雇用費は例年より増大し、観光客を歓待する普通の民家の支出も例年より増大する。そして何より、在郷の者が博多で暴動を起こす可能性や博多で乞食をしつつ長居する可能性が高まる。そこで、物価が高騰した年には博多側の希望で在郷からの加勢人の雇用の停止と観光客の来博の禁止がなされた。そのような年には観光収益はほとんどなかったはずである。しかしこれはあくまでも非常時における臨時の措置であつて、頻繁になされたわけではない。

なお前二例では在郷からの加勢人雇用と観光客来博の両方を取り止めになっているのに対し、後二例では来博のみが禁止されており、雇用は停止されなかったようである。江戸後期に山昇きの回数が増えた結

果、体力上、流の人間と加勢町の人間だけではすべての山昇きができなくなっていたからであろう。山昇きの回数を減らせば加勢村の人間抜きでも山昇きはできたと思われるが、その選択はなされていない。七流の人々の、山昇きへの熱意のほどが知られる。

5 明治四年の二大祭礼の中止

明治三（一八七〇）年七月、このころ藩財政再建のために福岡藩がひそかにおこなっていた紙幣廣造にたいして東京の弾正台が検挙の手を伸ばし、重臣多数が検挙され、知藩事黒田長知は謹慎を命じられた。長知の謹慎のため、明治四（一八七一）年正月の松囃子は中止となった¹³。同年七月二日、政府は処罰を決定し、長知は免官、その他の関係者は斬処などに処せられた。直後の一四日には廃藩置県が断行された。

政府による処罰の決定に先立ち、藩は当年の山笠奉納と能奉納の中止を通過していた。藩庁が混乱していた時期でもあり、神仏分離令（一八六八年布告）にもとづく神仏分離政策が急激に進められていた時期でもあり、中止を通過したのである（祇園山笠には神仏習合の要素がある）。これを受けて六山笠当番町は連名で「市井方御役所」宛に山笠奉納実施許可願いを出し、能当番町もどこかに（宛名なし）能奉納実施許可願いを出し、通達の再考を求めた。両文書とも月日の記載はないが、五月ごろのものであろう。

六山笠当番町の願書だけを紹介すると、紙幣廣造関係者の処分は祭礼前に決定するものと思われるが、それから山笠を仕立てたのでは祭礼開始に間に合わないのので早めに解禁してくださるようにと記されている。一方、年若の者などは「神事二付、角力御免之上ハ山笠迎も同様ニ可有之」と主張しているとも記されている。藩は神事ということで相撲奉納のみは許可していたようである。そこで若者たちは相撲奉納が神事なら

ば山笠奉納も神事であるからこれも許可すべきだ、と主張した⁽¹⁶⁾。

しかし結局藩は山笠奉納も能奉納も許可せず、この年の祇園山笠は事実上中止となった。ただしきちんと飾り付けられた一番山笠(当番は魚町中)の写真が現存しているので(博多山笠行事記録作成委員会編一九七五「口絵」、山笠当番町のうち、少なくとも一町は山笠建設をおこなったことがわかる。藩の翻意をぎりぎりまで期待してひとまず建てたということなのか、追いは無理としても流兒きや他流兒きはなんとか実施しようとして建てたということなのか、事情はよくわからない。

⑥明治五年一二月通達の松囃子・山笠行事禁止令とその後の再興

福岡藩のあとを継いだ福岡県は明治五(一八七二)年、松囃子と祇園山笠の実施を許可した。そこで正月には知藩事有栖川宮熾仁親王を奉祝する形で松囃子が実施され、六月には祇園山笠が山笠奉納・能奉納ともに実施された⁽¹⁷⁾。ただし相撲奉納の実施の有無は不明である。

しかし同年一二月に至り、明治政府の意向を汲んだ福岡県は翌年以降は松囃子と、祇園山笠のうちの山笠行事を禁止する通達を出した。それが「松囃子山笠記録 肆」の同年条に収められている。

従来神仏之祭祀其外例日等、無謂戯技ヲ営ミ空金錢ヲ費シ候様ノ悪弊モ不少、右ハ破産衰家之基ノミナラス大ニ敬神ノ首意ニも戻リ、且風俗之損害トモ相成而、今文開之際、別而不都合之事ニ候、依之、来ル癸酉ノ年ヨリ正月松囃子・六月山笠ヲ初其他作り物之類大小ニ不拘一切禁止、盆踊之義モ十四日・十五日兩日之外不相成候条、右心得違無之様可致、尤
天長節等有限祝日ハ身分相応ニ祝賀可致候事

壬申十一月

塩谷 参事

北野権参事
団 尚静

これには、①近代的な資本主義経済を確立するうえで祭りは財産の浪費に過ぎず、②国家が一元的に神道を統制していくうえでは地方ごとの祭りは障害となり、③祭りは風俗を乱すものでもある、という政府の判断が明確に反映されている。そのため翌年から、祇園山笠の諸奉納のうち金と時間と人手を大量に動員する山笠行事を、松囃子とともに禁止することにしたのである。

近代的な資本主義経済とは、多額の資本の蓄積や募集、投資、生産の拡大、販路の拡大、利潤の拡大、そしてさらなる資本の蓄積や募集、という形で経済活動が拡大再生産される構造のことである。これを可能にする技術と設備の導入および法律と教育の整備もこの構造に含まれる。

右の通達により明治六(一八七三)年の新暦正月——このとき、政府は新暦(太陽暦)を採用した⁽¹⁸⁾——の松囃子は中止された。その後、同年五月および翌年の四月と七月に博多の有力者たちは山笠行事再開を要請する文書を県に送った。しかし兩年とも実施の許可は下りなかった。

要請の文書群も「松囃子山笠記録 肆」に収められている。その一つでは、山笠行事を実施しても「全区内之不利ヲ醸ス訳ニ無之、山笠奉納ニ付而ハ却而区内利潤融通ノ筋とも相成」るので、禁止令を取り消してほしいと主張されている。「区」というのは当時の行政区画の福岡県第二大区のことで、藩政期の博多の範囲にほぼ相当する。別の文書では、山笠行事を廃止すれば「大ニ津中之人気ニ関係仕候」と指摘されている。博多の「人気」すなわち景気が悪くなるというのである。右の二文書から、藩政期の祇園山笠(および松囃子)の実施によって実現されていた博多内部での金銭の循環と周辺郡部から博多への金銭の流入とが、博多の住民に自覚されていたことが確認できる。そもそも明治初期の日本では近

代的な資本主義経済などまだ確立されておらず、県の主張する①は博多の実情にそぐわなかった。祇園山笠の中心たる山笠行事は松囃子とともに祭礼観光経済の中核であり、博多の経済活動に不可欠のものであった。それゆえにこそ博多ではその再開を望む声が強かった。

明治八（一八七五）年、山笠行事の実施が許可された。しかしその許可が福岡県から博多に通知されたのは旧六月一三日の夕方であった。そのためほとんど飾り物も取り付けないまま一五日の追い山のみがおこなわれた（橋詰 一九七一 五五。落石 一九六一 二五五―二五六）。かわめて不完全な山笠行事だったといえる。このとき許可の下りた理由は史料が乏しくてわからない。そして翌年からはなぜか再び禁止された。なお松囃子は明治一一（一八七八）年に再興された。

明治一六（一八八三）年、ついに福岡県または福岡警察署から許可が下り、本格的に山笠行事は再興された。しかしやはりこのときも許可の下りた理由は史料が乏しくてはつきりしない^⑩。ともかく事実上、山笠行事の禁止は一〇年間におよんだ。

さて、山笠行事再興から二年後、明治一八（一八八五）年七月三〇日付の『福岡日日新聞』に次の記事が載っている。

○山笠の必要 当地の祇園祭に山笠を出す八種々の主説あれ共、要するに此二様の説に外ならず。一ハ山笠を建てるハ之が需要の諸物品ハ一切他より買ひ求めず、悉皆博多の各商店にあるものを以て用にて、聊か金員の融通をなすと。一ハ市内ハ勿論近在近郷より山笠の見物に出掛けし者が諸物品を購□する等に掛引したるもの、由なるが、例年に比すれば本年は不景気の影響かして例年の三分の一位の売物品価額にて、昨年に較ぶれば猶ほ二割を減ぜりと。畢竟、民間の困難不景気に依るの原因なるべし。

藩政期以来の祇園山笠の経済構造が端的に説明されている。山笠行事は金と時間と労力を大量に消費する。福岡県はこれを浪費とみなして山笠行事を禁ずる理由の一つとしたわけだが、明治一〇年代の博多では依然として近代資本主義経済は確立されていなかった。そのため祭礼観光経済を利用した利潤の獲得と循環の必要性は衰えていなかった^⑪。

この年は不景気だったので商品価格は例年の三分の一にまで下落したが、それでも売上高は前年より二割も減少したという。しかしこれは逆にいえば、八割の売上高は確保できたという意味になる。深刻な不景気でも、祇園山笠を実施すればある程度の観光収益の確保は可能であった。

⑦ 明治一六年から四二年までの祇園山笠

本節では山笠行事再興から明治四二（一九〇九）年までの祇園山笠について述べる。この時期の祇園山笠については別稿でも詳述したが（宇野 二〇〇七 五九―七四）、都市空間の変容の進展、山笠の形態の変化、流間の経済格差という三点に絞って、必要最小限の事項に言及する。

山笠は幕末・明治初期に最盛期を迎えたが、明治一六（一八八三）年にはすでに博多の街路に電信柱が建てられ電信線が架設されていたため、これを切断しないよう、最盛期のような高い山笠を建てることは不可能となっていた。

この年、山笠行事再興の許可を出したのが福岡県だったのかどうかは不明だが、翌年、福岡警察署が山笠取締方中宛に七月三一日から八月五日まで（旧六月一〇日から一五日まで）山笠行事を実施してよいとする許可書を出している（橋詰 一九七一 一一四所引^⑫）、再興年にも福岡警察署が実施許可を出したのかもしれない。ちなみに右の許可書中に、祭礼期間中は「電信柱ハ取締人ヨリ屹度守護可致候事」とあり、万一これを損傷したさいは彼らが賠償を引き受けるようにともある。警察署が

電信柱の保護を重視していたことがわかる。都市空間の変容が祇園山笠の実施に影響を及ぼし始めたことが知られる。

このあと明治二三（一八九〇）年まで「団飯山」と揶揄されるずんぐりとした低い山笠が建てられた⁽²²⁾。

明治一六（一八八三）年の旧六月二日には追い山馴らしが初めて実施された⁽²³⁾。これは追い山の予行練習で、六山笠が追い山と同じ順路を走る山舁きだが、終着点は追い山の約一キロ手前に定められた。翌年以降も追い山馴らしは実施され、今日に至っている。

明治一九（一八八六）年は事情があつて祇園山笠は延期され、旧九月二八日、二九日（一〇月二五日、二六日）の二日間だけ実施された。翌年から三年間は新暦六月一五日を最終日として実施された⁽²⁴⁾。

なお明治二二（一八八九）年四月、藩政期の福岡と博多をおもな市域とする福岡市が誕生した。同年の福岡市の人口は五万〇八四七（男、二万六〇三五。女、二万四八二二）で、戸数は九四四〇であった。このうち博多の人口は二万八六八九（男、一万四六二二。女、一万四〇六八）で、戸数は五三三〇であった〔福岡市役所編 一八九一 二八～二九〕。

明治二三（一八九〇）年から祇園山笠は再び旧暦六月に実施されるようになった。翌二四（一八九二）年、山笠の高さを回復する気運が高まった。そこで町々による電信柱建替工事費の募金と関係各所への陳情がなされた。六月一六日に通信大臣の認可を得、六月末に博多内にあつた全長三丈五尺の電信柱二本を五丈のものに替え、地上から四丈三、四尺になるように埋めた。その結果、山笠は最盛期の六分近く（約九メートル）まで高さを回復した⁽²⁵⁾。

しかし明治二九（一八九六）年五月に博多電燈株式会社が設立され、まもなく東中洲（中島町の南隣）にその発電所が設置された。翌三〇（一八九七）年春には、山笠が引つ掛からないように高い電燈柱を建てて電燈線を張ってほしいという博多側の希望を会社側は受け容れず、普

通の高さの電燈柱が建てられ電燈線が張られた⁽²⁶⁾。同年の春には福岡警察署が使う警察電話線も架設された。これらを保護するために福岡警察署はこの年の山笠行事を許可しなかった⁽²⁷⁾ので、六山笠当番町は共同で櫛田神社境内に山笠を一本観賞用に建てて据え置き、山舁きはおこなわなかった〔落石 一九六一 二七三～二七四〕。そして一月から博多電燈株式会社は営業を開始した。

ここで近代的な意味での「据え山」が初めて登場した。これは豪華絢爛たる飾り物を取り付けた従来の高い山笠と形態的には同じものであるが、しかし山舁きには用いられず、初めから観賞用として建てられ特定の場所に据え置かれるだけの山笠のことである。江戸後期には路上に留め置かれた状態の山笠を「据山」と呼んでいたが〔博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五 六五、六六〕、当年以降は右の観賞用の山笠を据え山と呼ぶようになった。また「飾り山」とも呼ばれた。

翌三一（一八九八）年六月二九日、福岡警察署は櫛田神社世話人を呼び出し、昨年と同じく櫛田神社境内へ据え山を建てることは許可するが、路上を昇き廻すことは許可しない旨を伝えた⁽²⁸⁾。不許可の理由は、半裸の男が街中を練り歩くのは野蛮、冷酒や水を暴飲するのは不衛生、山笠が各種電線を切る虞がある、といった点である。この批判に対抗できなかつた祭礼集団の側では『九州日報』に頼んで山笠行事擁護の論陣を張ってもらい、その結果、中止命令は撤回されて山笠行事は実施された〔落石 一九六一 二七五～二七七〕。

しかしこの騒動で山笠建設の日数が不足したこと、電燈線などを切断しないという制約のため、山笠の高さは台上九尺に限られてしまった⁽²⁹⁾。山笠台の高さは六尺であるため、この年の山笠全体の高さは地上から一五尺（約四・五五メートル）となった。この高さからすると、櫛田は建てず、人形などの少数の飾り物を枝折りに直接載せたのは明らかである。これによって山笠の豪華絢爛たる美しさは損なわれた。

なお幕末には昇き廻されている状態の山笠を「昇山かきやま」と呼んでいたが、⁽³⁰⁾当年以降は右の形態の山笠を昇き山と呼ぶようになった。

明治三二（一八九九）年五月、東中洲に設置された福岡電話交換局が営業を開始した。こうして各種の電柱が博多各所に増えたために道路幅は狭くなり、山昇きのさいの不都合が大きくなった。そこで当年から山笠棒は従来の四間（京間で約七・八メートル）から一丈八尺（約五・四五メートル）に短縮された。⁽³¹⁾道路の曲折部で円滑に進行できるようにという措置であろう。こうして山笠はいっそう小型化した（図5）。これは今日の昇き山と同じ構造である。

さて、明治三八（一九〇五）年の追い山馴らしのさい、同年の二番山笠担当の魚町流が不手際から他の五つの山笠担当流と激しい紛議を引き

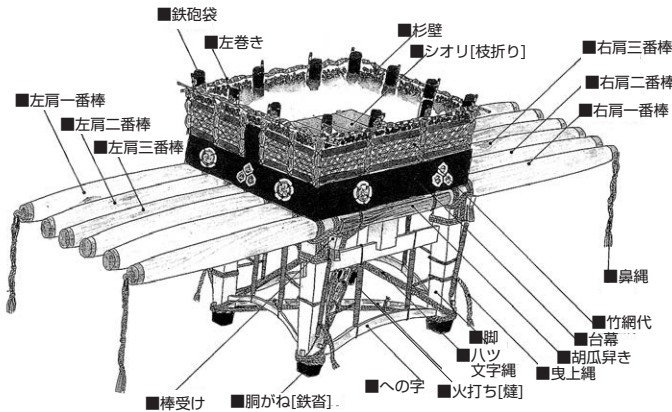


図5 明治32(1899)年以降の昇き山の構造
※[FUKUOKA STYLE編集部 1994 66]を改変。
※素山に台幕・竹網代・杉壁(杉垣ともいう)・鉄砲袋・左巻きを付けた状態。

起こし、追い山への参加は拒否した。そして翌年から祇園山笠への参加を拒否した。そのためしばらく山笠が五本しか奉納されないという異常事態が続いた。明治四二（一九〇九）年は魚町流が能奉納を担当する年であったが、魚町流はこれも奉納しなかった。そのうち大正二（一九一三）年の祇園山笠開始前に、同年以降は魚町流は山笠を建てないかわりに能当番に専任するという条件で、魚町流は祇園山笠に復帰した（落石一九六一―二八四―二八六、二九三―二九四）。

魚町流の山笠奉納返上の背景には流間の経済格差があった。明治三二年から四四年（一八九九―一九一一）まで博多各町で集められた櫛田神社拡張のための寄附金の額を七流別に集計すると、⁽³²⁾洲崎町流は六〇四三円八四銭、土居町流は三八三二円三七銭〇五厘、西町流は三三四〇円八九銭、呉服町流は二五七七円八〇銭、石堂町流は二二四一円〇七銭、東町流は一五三二円七二銭〇五厘、魚町流は一〇二六円六六銭である。明治後期には魚町流は七流中でもっとも貧しかったので、他流との紛議が生じたのを幸いに祇園山笠から離脱し、やがて山笠当番よりはるかに少額で済む能当番の専任となることでこれに復帰したのである。

正確な統計はないが、そもそも博多では明治後期に困窮者が増加していた。そのことは博多財産区の運営規定の改正に示されている。博多財産区の前身は文政一三（一八三〇）年に博多の富商たちによって櫛田神社に寄附された備荒貯蓄米である。これが市制施行に伴い備荒貯蓄金となり、博多財産区と称されるようになった。福岡市参事会の管理下に置かれ、選挙で選ばれた財産区会議員が実際の運営に当たり、運営資金は寄附金とその利子であった。当初、資金の利用は飢饉や災害救援に限られていたが、明治三八（一九〇五）年一二月に運営規定が改正され、簡単な手続きで博多居住の困窮者にたいする救済にも利用できるようになった。博多の有力者である財産区会議員にとって、困窮者の存在が無視できないほど大きくなっていったと考えられる。⁽³³⁾

明治三八（一九〇五）年九月に日露戦争が終結すると日本経済は好況に転じたが、それも長くは続かなかつた。とりわけ明治四〇（一九〇七）年からは慢性的な不況に陥った。政府が各種の増税などをおこなっても財政状況は依然厳しく、その回復には第一次世界大戦による、いわゆる「大戦景気」を待たねばならなかつた。

⑧ 明治四三年の山笠行事中止と翌年の再開

1 新聞連載記事「博多山笠問題」

明治四二（一九〇九）年九月、大坂資本を中心に福博電気軌道株式会社が設立され、九月から軌道敷設工事を始めた。五箇月の突貫工事で博多内の呉服町——博多駅間と、博多の中央部を東西に貫通する福岡医科大学前（箱崎）——西公園間（福岡）が完成し、明治四三（一九一〇）年三月九日に営業を開始した（図1の丁字形の軌道）。これは九州初の路面電車で福岡市の交通の発展に寄与した。しかしその架空線が地上五メートルだったため、再び高い山笠を昇き廻すという博多の住民の望みは決定的に絶たれることになった。

それはそうと、突貫工事がなされたのは第一三回九州沖縄八県連合共進会の開会に営業の開始を間に合わせるためであった。連合共進会の開会日は三月一日だったので、結局ぎりぎりまで営業開始は間に合った。連合共進会の主催者は福岡県、開催都市は福岡市で、会場は福岡に設けられた。福岡城址外堀の埋立地とそこに近い因幡町である。開催期間は五月九日までの六〇日間であった。共進会とは明治政府の進めた殖産興業政策の一環として、産業と技術の発達および普及を企図して各地で催された大規模な物産展である。

連合共進会が閉会してまもなく、明治四三（一九一〇）年六月一九日

付の『福岡日日新聞』に福岡市会議長で博多出身の有力実業家でもあった石村虎吉の次の談話が掲載された。連合共進会の準備をしていた昨年のこと、「共進会の観物として山笠を昇いてはとの問題が当局者から山笠当番の各町に申込まれました時に電車が開通しなかつたならば兎も角だが電車が開ければ兎^とても問題に成らないと云ふ結論」に至った。共進会のさいに山笠きを実施してもらおうと共進会関係者は考えたが、路面電車が開通すると山笠きは面倒になるのでわざわざ共進会の余興で山笠きをやることはできないと当番町は断つたのである。

ところが明治四三（一九一〇）年二月二四日に至り、電車開通の目途が立つたところで、共進会の事務方が今度は櫛田神社にたいし「餘興トシテ櫛田神社内ニ据ヘ山建設ノ事」を依頼した。そうすれば「他県人ノ参詣多カルヘキ」との予測も共進会側は神社側に伝えている。山笠きが無理なら、せめて豪華絢爛たる据え山を建てて客寄せにしようとしたのである。櫛田神社はこの依頼を受け容れ、四月四日から五月九日まで（つまり祇園山笠の期間でないにもかかわらず）、同社境内に据え山を一本建てて共進会見物客の観覧に供した。建設費のうち半額の二五〇円は共進会より出され、残り二五〇円は櫛田神社持ちであった。³⁴

さて、共進会が閉会してまもなく、山笠行事実施の可否にかんする議論が起こつた。この年の祇園山笠の実施期間は新暦の七月一五日を最終日とするものだったが、これに先立つ六月二二日、『福岡日日新聞』に「博多山笠問題 建設可否の両説起る」という記事が掲載された。「近年著しく電信、電話、電燈、瓦斯、電車等文明の利器にして追山笠の障碍となるべきもの増加し」たことに加え、本年は共進会ですでに据え山を建てたので、祇園山笠で改めて山笠を建設するかどうか「昨今寄り／＼協議」されているという。博多では大別して三つの意見があるという。本年の共進会の据え山を最後の山笠とし、今後いっさい山笠を建てず、かわりに大祭典（内容は書かれていない）を博多の櫛田神社の氏子全員

で執行するという意見（山笠行事廃止論兼新行事実施論）、本年はすでに共進会で据え山を建てたため、本年に限って祇園山笠では山笠を建てないという意見（山笠行事中止論）、本年も例年どおり山笠を建てるという意見（山笠行事存続論）、の三つである。

『福岡日日新聞』では右の記事を導入部とし、六月一六日付の「博多山笠問題（二）」から六月二四日付の「博多山笠問題（七）」まで、この件について連載を続けた。できれば山笠行事は廃止したほうがよいとする地方官（福岡県警察部長、福岡市長、福岡市会議長）の談話や、山笠行事のあり方を変えるべきだ（山笠行事変形論）とする地元財界人の談話などが掲載された。これらの主張の背景にあったのは、山笠が通ることによって電車の架空線が切断されるという虞と、切断されなかったとしてもやはり電車の運行が阻害されるという虞であった。さらに風俗・衛生の問題も再燃した。

前年、行政側では山舁きを共進会用の観光物品として利用しようと考えたが、路面電車が開通した状況下では山舁きを継続する価値はないとの判断が大勢を占めた。このころにはまだ、祇園山笠を観光資源として恒常的に利用していくという発想は行政側には芽生えていなかった。

六月一九日付の（三）には前述した石村虎吉の談話が載っている。

一般に博多人士に就き、各戸を歴訪して自由の意見を徴したならば、建設論者極めて少数であらうと思ひます、……以前は喜んで舁きに出たのでせうけれども今日では随分迷惑に感じて居る家が多いのです、其で山笠組では一種の制裁を設けまして、各戸必ず一名宛は出る事とし若し女戸主とか或は余儀なく出られない事情でもある時には金銭を出させるとか人を雇て出させるとか云ふことにして居るのです、其位の制裁迄も設ける必要があると云ふのは即ち喜んで舁きに出ないと云ふ証拠です、……山一本を建てるには何うしても千円

位は掛るでせうが其他多数の青年等が前後数十日間不生産的に騒ぎ廻ると云ふ損失は非常なもので之に各戸に客をするとか何とか云ふ表面に見えない雑費を加へたら莫大な者であらうと思はれます、

翌二〇日付の（四）——紙面には間違つて（三）と印刷されている——には福博電気軌道株式会社取締役の渡辺綱三郎（博多出身）の談話が載っている。

悪習慣と云つて外でもないですが、例へば山舁きに出なければ金銭を出させるとか、代理では可いけない是非主人が出なければならぬと云ふ様な事を云つて、何と云へば流れの団体勢力を濫用して色んな圧制をやるのです、

明治後期に困窮者が増加したことは祇園山笠にも影響をもたらした。一つには山笠当番費用が集まりづらくなった。もう一つには山舁きに自発的に参加する者が減ってきたため（ただし青年の参加は多かったようである）、流によつては参加者を出さない家にたいして代銭または代人を出すことを課すようになった。困窮者のうち、とりわけ山笠当番町の困窮者は苦勞したはずである。当番町は祇園山笠期間中だけでなく、祇園山笠開始前の数十日間は準備に掛かり切りになるため、彼らにとつては経済的損失がいっそう大きかったからである。

山笠行事実施に伴う悪習慣は批判したものの、しかし渡辺は山笠行事の実施そのものには賛成していた。山舁きの期間は一週間であるが、実際に電車の営業に支障が出るのは一二日の追い山馴らしと一五日の追い山だけであり、そのさいも電車を一時間ぐらいつつ停止させるだけでよく、さほどの損益はない、と述べている。山笠行事存続論といえる。

二三日付の（六）において、博多出身で福岡市屈指の実業家であった

渡辺与八郎が山笠行事変形論を展開している。彼は山笠行事を「従来より一層盛大にやりたい」と考えており、そのため以下のように行事内容を変形すべきことを提案している。福岡城址の大堀(35)の中央に中島を築き、祇園山笠期間中のみ櫛田神社の行宮をそこに設ける。そして大堀に沿って道路を造る。これを一周または二周する形で追い山をなす。大堀には路面電車の架空線を始め各種の電線がないので昔のような高く壮観な山笠を作って昇けるし、観光客も博多の狭い街路で危険を冒してこれを観るのではなく、安全に観られる。「さうなると他地方からの見物客も屹度雲集」するであろう。博多の間も福岡に山笠を持ち込むのをべつに嫌がったりはしないであろう。そして見物客が増えれば「博多に入込む客足とても決して減じは為しまいと思」われるし、「無論福岡は喜ぶに相違ない」という。

彼の私案にしたがえば、他の山昇きは実施されず、追い山のみが（または追い山馴らしと追い山のみが）実施されることになる。山笠は山笠台と山笠棒を結んだ状態で大堀まで昇き運び、そこで櫓を組み立てて飾り物を取り付け、追い山をおこなうという手順になるはずである。渡辺は、祇園山笠を博多の祭礼ではあるが同時に福岡市の祭礼でもあると位置づけている。つまり山昇きをおこなうのはこれまでと同じく博多の間なのだから、その場所が福岡であってもべつに問題はないし、観光収益も博多はもちろん福岡にも落ちることになるので都合がよい、という認識である。行為と場との伝統的な結合を、福岡市という、より大きな場を持ち出すことで弛緩したといえる意見である。

ところで明治末期には、博多においても祇園山笠に魅力を感じない人間が増加していた。矮小化した山笠、各種の電線・電柱に注意しておこなう山昇き、祇園山笠の実施にさほど好意的ではない福岡警察署との交渉、などがこの祭礼の魅力を減じさせた。困窮だけでなく、こういった理由によって山昇きに参加するのを渋る人間も増えていたと想像され

る。

ことに幕末・明治初期の最盛期の山笠を記憶している人間にとつては明治末期の山笠はみるに堪えないものになっていた。二四日付の(七)に、櫛田神社氏子惣代委員長の山崎藤四郎(一八三四～一九一三)の談話が載っている。これは古老の心境をよく示している。

今度は電車が開いたので丁度よい止め時だ、この時を逸すると又容易に止める機会はないと思ひます、……私の山笠廃止論は年来の宿論です、昔の山笠ならばそれは随分壮大なもので、些か博多の誇りとすることも出来たものですが、今の様なみすばらしいものでは何の特徴も見出さないので、

ここには高く豪華な山笠への愛着がみられる。氏子の代表ともいうべき山崎の廃止論を受け、六月三〇日の寄合で五山笠当番町(魚町流は不参加、石堂町流は当年は能奉納担当)は、今年は据え山を各町内に建てて山笠行事は中止すると最終的に決議した。翌七月一日、五山笠当番町は据え山建設願(設置期間は七月一〇日から一五日まで)を警察署に提出し、許可を得た。ただし翌年以降の山笠行事をどうするかについては正式には決まらなかったようである。(36)

2 新聞連載記事「祇園会を如何すべきか」

当年の山笠行事の中止が濃厚になった六月二七日、『福岡日日新聞』に「祇園会を如何すべきか(一)」という記事が載った。同紙は山笠行事が永続的に廃止されることになったと早合点したため、この記事の副題は「山笠廃止後の問題」となっている。山笠行事が廃止になっても、それはそれで問題があると同紙は判断したのである。

山笠行事は博多の祇園会の大部分を占める行事なので、これを廃止し

ただけでは祇園会の構成行事は櫛田神社での祭祀と能奉納だけになってしまふ。これでは観光客が呼べず観光収益は激減する。そこで『福岡日日新聞』は山笠行事の廃止後、それに代わる行事を案出し実施する必要があると考えたようである。そしてそれをどのようなものにすべきかと問題を提起し、この件を福岡市長や、博多出身者も含めた地元の有力量家に取材した。その談話は七月一日まで五日連続で紙面に掲載された。

福岡市長佐藤平太郎は(一)で、山笠行事は「以前から何か山笠に代はるべき者があれば止むと云ふ事でした」と博多の祭礼集団の雰囲気や述べている。これは祭礼集団の一部が唱えていた、山笠行事を廃止し代わりに大祭典をおこなうべきという意見を指している。佐藤は続けて、自分も「段々妙案を立て、見ましたが、どうも是ならば博多人が満足するだらうと云ふ妙案が出ないので」と述べている。福博電気軌道株式会社専務取締役の松永安左衛門は(二)において、「山笠が一旦止むと云ふ事に成つたら多少市の景気にも関係するだらうと思はれますから、此際何か之に代るべき新趣向を考へてみたいと思ふのです」と述べている。博多出身の実業家太田大次郎は(三)において、山笠行事に代わる行事は「祇園会を無意味にせぬこと、……従来通り他よりの来客を博多に吸収すること」という条件を満たさなければならぬと述べている。連載記事にはいくつか代替行事の私案も記されている。そのうちおもなものを左に三つ紹介する。

松永は大坂天満宮の天神祭の神輿の水上渡御を参考にして、神輿のかわりに山笠を和船に載せて競漕させることを提案している。大きな山笠を作つて博多港湾で競漕させるもよし、小さな山笠を作つて櫛田神社から那珂川に出してから川を下る形で競漕させるもよし、と述べている。

太田も博多港湾で競漕をおこなうことを提案しているが、しかし山笠は作らず、かつ和船ではなくボートで競漕させるとしている。七月一三日から一五日まで三日間、昼に競漕をおこなう。各当番町でボートを一

隻ずつ建造してもよいし(競漕が終わつたら次の当番町にボートを順送りにするという意味)、各町で自前のボートを建造してもよい。そうすれば「山笠を立るに比し少額の出費で済むことではあるし、……一度作れば年々其れを使用して更に改造する手間も要せんでせう」。彼はさらに祇園会のさいに神幸をおこなうことも提案している。大坂天満宮の天神祭の神輿の水上渡御に倣い、七月一二日の夜に櫛田神社の神輿を船に乗せて博多川(那珂川のこと)を下らせ、博多港に設けた屯宮(行宮)に行幸させる。このとき各流より数百の人形舟(小舟の意か)を出す。一五日の夜には川を上らせ還幸させる。

博多出身の実業家井上良助は(四)で松永案と太田案を批判し、博多港湾も那珂川も競漕には適さない環境だとしている。渡辺与八郎の提案についても博多の者が納得しないと述べている。そのうえで神幸と時代行列を提案している。後者は明治二八(一八九五)年に始まった京都の時代祭に出されている行列に倣うという。祭礼期間は七月一二日から一五日ぐらゐまでとする。櫛田神社の屯宮を福岡の西公園が大堀に設ける。各流に異なる時代の装束を振り分ける。行幸のさいも還幸のさいも当番町が時代行列を出して神輿に供奉し、博多と福岡を往復する。「装束に就ては当初相應の価格は掛りませうが、一度調製して置けば年々之れを使用される訳ですから、後年に至らば出費を要せぬこととなります」。さらに櫛田神社でも大々的に祭典をおこなうこととする。このようにすれば福岡・博多とも賑わう。従来の祇園山笠と異なり、当番町が準備や後始末で一箇月も費やしたり、その間に多大な飲食費を費やすこともなくなるはずである。以上が井上の提案であるが、渡辺与八郎と同様、福岡市の祭礼として祇園山笠を再編しようとしている。

以上の私案は、時間・労力・金銭の負担が大きく、かつ各種電線および路面電車通行の障害となる山笠行事は廃止するが、山笠行事のもたらしていた観光収益の確保は維持したい、そこで、負担が少なく安全であ

り観光客も集められる行事を新たにこなうべきだ、と要約できる。

石村と山崎は山笠行事廃止論のみを唱えて新行事実施論は唱えていなかったが、市長、博多出身者を含む実業家、祭礼集団の一部は、そしておそらく『福岡日日新聞』も、山笠行事廃止論兼新行事実施論を唱えていた。そして渡辺綱三郎は山笠行事存続論を、渡辺与八郎は山笠行事変形論を唱えていた。したがって、明治末期になっても、博多には祭礼を中核とする経済構造が必要であるという認識が広くみられたといえる。

明治四四（一九一一年）年、存続派の努力で山笠行事は再開された。いろいろ私案は出されたが、結局山笠行事に代わるだけの適当な行事は案出されなかったのである。これもまた山笠行事存続派の巻き返しに成功し、山笠行事が一年で再開された一因である。

ところで明治四三（一九一〇）年に山笠行事は中止されたが、洲崎町流（当番中対馬小路）だけは福岡警察署の許可を得て七月一五日に櫛田入りをおこなった⁽³⁸⁾。一本だけの山昇きなので追い山はおこなえなかったが、それはそうと、その飾り物はほんらい次のとおりであった。

征韓功勳にて、表は、下手に神功皇后立たせ玉へば、宮殿・朱橋を隔てたる上手雲上に志賀大明神、皇后に捧げんとする満珠・干珠を携へて出現せるところにて、見送りは武内大臣が大臣が敵船の浮べる海中、中玉を投げんとする⁽³⁹⁾。

場面であった。ところが櫛田入りのさいの飾り物は「台ノ上ニ堂ト岩波ヲ上ケタルマテニテ山笠ノ形容ナカリシ」というものであった。高い据え山をそのまま昇くことはできないので、据え山から櫓を取り外し、したがってそこに取り付けられていた飾り物も取り外し、堂と岩波を枝折りに直接載せて山笠を昇いたのである。据え山から櫓を取り外して高さを低めればそのまま昇き山に転用できるということを示した点で、この

ときの櫛田入りは重要だった。このときの山笠の用い方も翌年に山笠行事を再開させる一因となったと考えられる。

すなわち翌年の山笠行事再開以降、あらかじめ多数の飾り物（高い櫓付き）と、人形を中心とした少数の飾り物（櫓はないか、低いもの）と、両方を用意しておき、据え置き時と山昇き時に二つの飾り物を起重機で釣り上げ釣り下げして交換する山笠（釣り山）や、高い飾り物の上部を横に開くように作って山昇き時に高さを減ずる山笠（開き山）が作られるようになった（落石 一九六一 二八八〜二八九）。釣り山も開き山も、据え山と昇き山を兼ね合わせた山笠である。祭礼集団はこれらを用いることで各種電線の保護に概ね成功し、山笠の高さと飾り物の豪華さの維持にもある程度は成功した。ただし開き山は技術的に難しかったのか、史料からみても聞き取り調査からみても、ほとんど作られなかったようである。それについて釣り山は昭和一九（一九四四）年までしばしば作られ、「飾り付き昇き山」などとも呼ばれた⁽⁴⁰⁾。しかし飾り物を二つ用意する以上、釣り山は据え山以上に建設費を要するものであった。

なお明治四四（一九一一年）年の祭礼前に、本年以降は新曆七月一日から一五日までを祭礼期間とすると決議され、今日に至っている。

さて、明治三〇年と四三年（一八九七、一九一〇）の山笠行事中止騒動は、それぞれ電力と電車の登場という博多における画期的変化を示す事象を受けて起こった事件である。祭礼集団は山昇きに昇き山ないし昇き山状態の釣り山を用いることで、祭礼における伝統の維持よりも、各種電線と電車軌道によって変貌した都市空間の保護を優先させることを明示した。

両中止騒動は衣装の面でも祇園山笠を変容せしめた。政府が明治四（一八七二）年から裸体歩行を禁止していたため、明治一六（一八八三）年の山笠行事再興のころから山昇きのさいには町ごとに水法被⁽⁴¹⁾がぼつぼつ着用されるようになっていたが、これは両中止騒動を通じて各町がそ

の着用を山昇き参加者に義務づけるものとなっていった。締め込みだけを着けた半裸の状態から水法被の着用へという形で、風俗の矯正と近代都市の景観への適合がなされたのである。⁽⁴⁴⁾ここに、水法被の製造者ないし販売者も祭礼産業に加わることとなった。

⑨大正・昭和前期における祇園山笠の衰退と補助金交付の開始

1 時代遅れとなった山笠当番割当

第一次世界大戦（一九一四―一八）による大戦景気によって日本は一時的に好況となったが、しかしその後は大正九（一九二〇）年の戦後恐慌を始めとしてたびたび恐慌が起こり、再び慢性的な不況に陥った。そのため山笠当番費用の工面は再び困難となった。

大正九（一九二〇）年について述べると、呉服町流の山笠当番廿家町は戸数が八戸しかなかったため、据え山は建てるが山昇きはおこなわないと決めた。⁽⁴⁵⁾町内に金持ちがいたわけでもなかったため、八戸で山昇きに伴う諸々の費用を賄うことは不可能であった。不況のおりから他の五当番町もこれに倣うことに決めた。ところがその後洲崎町流の町総代会⁽⁴⁶⁾がこれに異を唱え、山昇きをおこなうべきを説いた。⁽⁴⁷⁾その結果、呉服町流と西町流（当番下西町）を除く四流は釣り山を建て、追い山はこの四本でおこなわれた（中西編著 二〇〇一 一一）。

翌年から昭和五（一九三〇）年までは六本の山笠で追い山はおこなわれた。しかし右の廿家町の件は重要な問題を孕んでいた。どの流も一七世紀末期までに定まった山笠当番の割当（順番と頻度）を大きく変えずに継承していたので（宇野 二〇〇五 四九）、明治維新以降の町々の戸数・人口・経済力の増減にともない、割当が町々の実際の勢力にそぐわなくなっていた。廿家町の件はそれを明示した。たんに不況のせいだけ

でなく、この理由によっても山笠当番費用は集まりづらくなっていた。

大正一五（一九二六）年には、近年、山笠当番町に「当番ヲ喜バザルヤノ風潮ヲ見ル事」となったのは、もっぱら「山笠当番割当ノ不公平ナルニアル」と当年の六山笠当番町の委員たちは断定した。そこで彼らはその改革に乗り出した。しかしこれは大問題で協議は難航した。そこでこの件はひとまず断念し、「切メテ山笠建設経費の内幾分ニテモ捻出スル方法ヲ協議」するようになった。ときに、大正時代には福岡市の社会事業や緊急救済策などが整備され始めたため博多財産区は次第に利用されなくなり、大正一五（一九二六）年に至って解散の議が起こった。そこで委員は資産の一部を山笠建設補助金として交付してくれるよう財産区会に求めた。これを容れて財産区会は櫛田神社に二万円を寄附し、残りの資産も処分して五月に解散した。寄附の条件は、櫛田神社が寄附金の「利子金ノ内ヨリ未来永遠毎年金八百円也ヲ六当番町へ山笠建設補助費トシテ交付」することで、神社は早速同年から交付を開始した。⁽⁴⁸⁾

六当番町に合わせて八〇〇円、各当番町には一三三円三三銭の交付となるが、端数が出るので実際の交付額は毎年微妙に変わった。⁽⁴⁹⁾

当番割当が不合理なものとなった背景には、明治末期から大正時代にかけての都市空間の変容が存在する。福博電気軌道株式会社に続き、渡辺与八郎を中心とする地元資本によって創られた博多電気軌道株式会社が明治四四（一九一一）年一〇月一日に路面電車の営業を開始した。これは福岡市と隣接町村を一周する循環線であった（図1の北部と南部の軌道）。これによって福岡市内の交通網はさらに発達した。大正時代に入ると、とりわけ交通の便の良かった福博電気軌道の東西路線（蓮池町から下新川端町）は電車通りと呼ばれるようになり、博多の中心街となった。この時期、銀行・保険会社・商社（いずれも支店が多い）などの各種の会社が相次いでここに立派な洋風建築物を構えて洋館街・銀行街（金融街）を形成し、地価も暴騰した。⁽⁵⁰⁾

その結果、電車通りに沿った町々の住民は減少した。たとえば上西町の戸数は明治二三（一八九〇）年末には二六であつたが〔福岡市役所編一八九一―一九〕、昭和四（一九二九）年には一二となつており、当時の博多で最小の町となつている（遠城 一九九二―二七）。戦後顕著になる、博多における職住分離とドーナツ化現象の始まりである。町によっては居住者が減少したため、祇園山笠のさいに加勢人を増加せざるをえなくなり、その雇用費（酒代など）も増加した。一方、博多に転入して来る者もいたが、その全員が祇園山笠に協力的であつたというわけでもない。そのため山笠当番運営はますます困難になつていった。

昭和に入つても右の傾向は続いたため、山笠行事を廃止すべきだという意見が博多においてもさらに強まった。第二項ではこの点を、昭和三（一九二八）年と昭和六（一九三二）年の新聞記事から確認してみよう。

2 町々の衰退と祇園山笠の衰退

まず『九州日報』昭和三（一九二八）年七月九日付の「博多山笠存続の是非 各方面の意見」という記事をみる。記者は、最近になつて「山笠廃止論が何処からとも無く起つて可なり力強く主張されて居る様であるが、大体に於て山笠賛美論が勝を制して当分廃止となりさうにも思はれない」と述べたうえで、廃止論と存続論をそれぞれ要約している。

廃止論としては「三千円乃至五千円をも越ゆる巨費を要し年々積立を為す上少からず一時出金をせねばならぬ」ことや、戸数の少ない小町が五年ごとに山笠当番町を勤める一方で、大町が一七、八年ごとにこれを勤めるといった、当番割当の不公平などが記されている。存続論としては、積立はしているが各世帯の収入に見合った適当な賦課額であり、町によっては町有の貸家もあつて家賃収入を当番費用に回していること、当番割当の不公平は現状に照らして改めればよいこと、などが記されている。そして祇園山笠の経済構造については「夏枯時の博多の繁昌は祇

園で助かる。殊に大きな所には利益は無いとしても小商人は大に儲かつて居る」との、注目すべき言葉が記されている。大規模な事業所にとつては祇園山笠による収益がその年の全収益にたいして占める割合など微々たるものだが、小規模な事業所にとつてはその割合は大きいという。

博多全体の観光収益の額については、近世と同じく史料に言及がないのでわからない。しかし祭礼収益の額については推測できる。この記事から山笠当番費用の平均は四〇〇〇円前後だったと考えられる。よつて六当番で約二万四〇〇〇円の費用が集められた計算になる。聞き取り調査などから昭和前期の祭礼産業もほとんど博多に限られていたのは確実なので（今日でも同様）、二万円強がその収益になつたとみられる。

要約に続き、具体的な意見として何人かの談話や投書が引かれている。福岡地方裁判所検事正の寺島久松は、祇園山笠を実施することで「景気を付けるのだから商売不況の折柄心機一転し一時的でも刺戟を与えらる」点を評価している。櫛田神社社司の宇佐元緒は、最近福岡警察署長に会つたおり、署長が山笠行事の存続に理解を示してくれたうえ、電話線や電燈線などを地下線にすれば昔のように高い山笠を昇けるのではないかとさえいつてくれた、という話を披露している。このころには、安全に注意を払いさえすれば山笠行事の存続に問題はないと考える者が検察・警察の高官のなかにも珍しくなくなつていたようである。

櫛田神社宮世話人の深見平治郎は「山笠廃止論も聞く様ですがそれは以前にはなく博多に地方の人が多く入込む様になつて此のかたのもです」と述べている。博多へ近年転入してきた者が山笠廃止論を唱えているという主張である。転入が激しくなつて、町によつてはその顔触れに大きな変化のあつたことがわかる。さらに彼は「多額の金をかけて作つた」山笠を「一週間余りで取壊す事は不経済とも云へませうが、其の半面に郡部の人々が博多に入込んで落ちて行く金も又大したものです」と述べている。しかし当番割当の改革については「昔からの習慣で今急

にそうする事は困難な問題でせう」と悲観している。

御供所町の一住民は投書のなかで、山笠行事は存続すべきだが、山昇きに人を出さない家に罰金を科す悪弊は改善すべきだと主張している。なぜなら若者のいない家では老人が山昇きに出るほかなく、彼らを虐げる形になっているからという。これは明治四三（一九一〇）年に石村虎吉と渡辺綱三郎が批判していた悪弊と同じものである。藩政期に比べれば仕事・学業・徴兵などの理由で博多を離れる若者は多くなっていたはずで、そのため老人に皺寄せが来たのであろう。

昭和四（一九二九）年一〇月、ニューヨークはウォール街での株価の暴落をきっかけに世界恐慌が起こり、不況はさらに激しくなった。そのため昭和六（一九三一）年の祇園山笠は末期的な症状を呈した。第二の記事、同年五月九日付の『福岡日日新聞』の「寂れゆく博多山笠」をみてみよう。

古き伝統を持つ山笠も財界不況つゞきの時勢に抗し難く、経費と時の流れで今年は大当番町にて六本の山笠を建てぬ昇つがぬで早くから話題となり、山笠当番町委員と榊田神社氏子惣代等が寄り／＼数回に協議を重ねた結果、今年は三本の飾山笠を建設する当番町と三本の昇山（山昇き）を行ふ当番町に分れ、結局飾山笠を建てる当番町は昇山（山昇き）を行はず、昇山（山昇き）を行う当番町は飾山笠を建てぬ事に殆ど決定した。

例年六本の飾山笠と昇山が今年飾山笠も昇山も半減して三本（ママ）つゞになりて……祇園山笠も寂れゆくものと思はれる。……元来博多の町家は今では銀行・会社の建物が櫛比し、文化の進むと共に生粋の博多ツ児は他に転じ、山昇き連を他より雇ふに郡部からの加勢其他経費の点から見ても、昇山（山昇き）を行ふに少くとも三千元、多きは五千元位を要するが、一方、飾山笠だけならば一、二千元でよいとかで、昇山（山昇き）をなす当番町の悩みがこゝにある

「例年六本の飾山笠と昇山」というのは釣り山のことで、このころ釣り山を建てるのが常態だったことが知られる。ドーナツ化減少で居住者が減少した町では郡部からの加勢人を増やしたので、その雇用費の負担に苦しんでいる。これに釣り山の建設費が加わるので、山昇きをするには多額の金がかかる。しかし据え山を作って街路に据え置くだけなら比較的少額で済む。そこで当年は釣り山は建てられず、据え山と昇き山の分離がなされた。据え山を建てたのは西町流（竹若町当番）・東町流（中浜口町当番）・呉服町流（上市小路当番）で、昇き山を建てたのは石堂町流（上金屋町当番）・土居町流（この年は流全体で当番を勤めた）、洲崎町流（妙楽寺新町当番）であった。当年の追い山は、記事にあるとおり右の三本の昇き山だけでおこなわれた。

話は遡るが、この年三月二三日に榊田神社で開かれた山笠当番町の寄合で、各当番町は山笠建設にかんする町内の決定事項について報告している。^②「竹若町ハ流評議ニヨリ山笠、建設中ノ昇山ヲ撥シ据山」「中浜口町ハ若者不足ト時代適応ノ為メ据山」「上市小路町ハ町内ニ新入居住者多ク山笠建設中止論ノ処、町役員・流山友会ノ評議ニヨリ据山」。妙楽寺新町は最終的には昇き山を建てたが、この時点では「小戸数ノ為メ流評議中、未定」であった。竹若町の事情ははっきりしないが、他の三町はそれぞれ若者不足、山笠建設に協力的でない転入者の増加、戸数不足という問題を抱えていたのである。これらはいずれも以前から存在していた問題であるが、世界恐慌による大不況と相俟って、三本だけで追い山をせざるをえないほど山笠当番町を苦しめることとなった。

昭和七（一九三二）年には、前年と同じ三流が据え山を建て、残りの三流が釣り山（土居町流と洲崎町流）ないし昇き山（石堂町流）を建て、追い山はやはり後者の三流のみがおこなった。昭和八、九（一九三三、三四）年には、流昇きをおこなった流はあったが追い山は中

止されてしまった。昭和九（一九三四）年の東町流に至っては、据え山どころかいかなる形式の山笠も建設しなかった。追い山の中止に留まらず、山笠行事にまったく参加できない流も出るほど事態は悪化した。⁽³⁵⁾

ところで博多港の整備・拡張を目指して明治三三（一九〇〇）年五月に着工した博多湾の埋立は明治四一（一九〇八）年一〇月に竣工したが、これは不十分なものであった。そこで昭和初期になるとこれをさらに継続すべく三期に分けて修築工事がおこなわれることに決まった。昭和六（一九三一）年五月、六年後の竣工を目指して第一期修築事業が起工された。工事も終盤を迎えた昭和一一（一九三六）年三月二五日から五月一三日まで、博多築港記念大博覧会が福岡の海岸の埋立地（現在の長浜）で開催された。主催者は福岡市である。

この前年の昭和一〇（一九三五）年には三年ぶりに追い山がおこなわれたが、東町流と石堂町流は据え山を建てただけで追い山には参加しなかった。このとき石堂町流の山笠当番綱場町は、明年の博覧会に自町の据え山を寄附したいと福岡市長久世庸夫に申し入れ、「快諾」を得た。そして四流が追い山を終えたあと、石堂町流は据え山を櫛田神社に奉納したうえで中島橋から福岡に昇き入れ（櫓と飾り物は取り外した状態で昇いた）、因幡町の福岡市役所前まで運んで市長に引き渡した。山笠が那珂川を渡って福岡に入ったのはこれが初めてのことと、「博多山笠の歴史的福岡入」と呼ばれた（福岡市役所 一九三九 口絵）。翌春、この山笠は飾り付けられ、博覧会会場に展示された。綱場町の寄付の意図については史料に説明がないのでわからないが、明治四三（一九一〇）年の共進会のときと異なり山笠当番町から福岡市に話が持ち込まれている。そして市長はこれを快諾している。伝統工芸品としての据え山の高評価が両者に共有されていたことが確認できる。そして祇園山笠は博多の祭礼であるという意識のほかに福岡市の祭礼でもあるという意識が、博多の祭礼集団のなかにも現れていたことが窺える。

昭和一一（一九三六）年には、洲崎町流と西町流は昇き山を、土居町流は釣り山を建てたものの、石堂町流は据え山を建てたのみで山昇きがおこなわず、東町流と呉服町流は山笠を建てなかった。⁽³⁶⁾

3 福岡市と博多商工会議所からの山笠当番町への補助金交付

明治末期以降、長引く不況の影響で費用面を中心に山笠当番町の負担が大きくなった。当番割当の改革も進まなかった。こうした事態に有効な手が打てないまま、祇園山笠は衰退の度を深めていった。

昭和一二（一九三七）年に至り、当年の西町流山笠当番釜屋町の前町総代柴藤柳多が祇園山笠の衰退に危機感を募らせ、事態の打開に乗り出した。⁽³⁷⁾ 柴藤の活動については別稿でも簡単に触れたが（宇野 二〇〇六 三九）、ここではさらに詳しくみていく。

彼はまず、福岡市会議員たちを相手に福岡市が祇園山笠を援助するようにと猛運動を展開した。その結果、博多部選出議員八名の連名で三月八日の市会に「山笠建設補助二関スル建議案」が提出された（福岡市役所 一九三九 九八〜九九）。

これを要約すると、①山笠当番を勤めるには平均四〇〇〇円内外の費用がかかるが、町々の経済力の低下によってその調達が困難になっている。②山笠行事の隆盛は観光客の誘致に繋がる。③市によっては観光客の誘致のために伝統的な祭礼にたいして多額の補助金を交付している所もある。④これに倣い、福岡市は一当番町に五〇〇円、計三〇〇〇円の補助金を毎年交付すべきである。と主張されている。

建議案は二五日に満場一致で原案どおり可決された。ただしこれが最終決定ではなく、このあと「委員附託」となった。どうやらそこで額の見直しがなされたらしく、実際に交付されたのは一八〇〇円（一当番町に三〇〇円）であった。一方、「向後モ毎年補助金ノ交附ヲ受クル事トナリタレ共市ノ財源ノ関係モアル事故予算編成前ニ補助金申請書提出ノ

必要」があるとの指示も出された。ここに、福岡市が祇園山笠を公的に援助することが決まった。

次に柴藤は博多商工会議所にたいし「山笠ハ観光及産業奨励、大都市繁栄増長ニ重大ナル意義ト關聯アルヲ力説シ、ソノ援助方ヲ申請シタ」結果、商工会議所は六〇〇円（一当番町に一〇〇円）の補助金を交付することに同意した。このとき商工会議所は「山笠宣伝費」として四〇〇円を充てることも決めた。この決定に従い、商工会議所は山笠当番町の地図などを付した「宣伝ポスター二千枚ヲ印刷シ市内外郊外沿線各地方ニ掲ゲ……山笠復興ヲ喚起シ観光ノ便ニ資」した。このころには福岡市から四方に鉄道が延びており、福岡市への観光が容易になっていたので、沿線の住民を観光客として今まで以上に動員しようと企てたわけである。

さらに柴藤は櫛田神社からの補助金が有名無実と化している現状（同社から受領した補助金を、山笠当番町が同社へ修繕費や奉納金として返却するのが慣例となっていた）を批判し、この補助金は当番町が山笠建設のために当然使うべきことを六当番町へ説いた。そして彼は櫛田神社と「数度交渉ノ末、今後ハ一番山笠当番ガ交附金八百円ヲ受取り各六当番ヘ交附スル事」を再確認した（一当番町に原則一三三円三三銭）。

路面電車の営業が始まって実際に山昇きがその妨げとなることはあまりなかったらしい。山笠が時折架空線を切ったという口頭伝承を聞いたことはあるが、大きな事故や混乱があったとする文字資料は管見の限り存在しないからである。そして前年の博多築港記念大博覧会においては据え山が展示された。こうした流れを経て、福岡市は祇園山笠そのものを盛り立てるべく山笠当番町に補助金を交付することにしたのである。博多商工会議所もこれに倣った。翌年以降も福岡市と博多商工会議所および櫛田神社はそれぞれ同額の補助金を交付した。^③

明治維新以来、行政は祇園山笠にたいして、近代資本主義にもとづく

経済構造に反するといった批判や、電燈・電車の登場によって近代化された都市空間の秩序を乱すといった批判を寄せていた。しかしここに至り、福岡市および商工会議所は祇園山笠が観光資源として有益であると公式に認知した。負から正へと意味づけが変化したのである。こうして祇園山笠は福岡市からその存続を保証された。

しかし福岡市が祇園山笠の存続を保証したからといって、実際に存続が可能かどうかは別問題であった。昭和一二（一九三七）年ごろの山笠当番費用の平均が四〇〇円前後であったから、三種の補助金の合計五三三円三三銭はこのうち一三・三パーセントを占めたにすぎない。山笠当番町にとつてとうてい充分な額ではない。そのため山笠当番町は費用徴収に引き続き苦しむことになり、祇園山笠の存続は危ぶまれた。

ただし昭和一二（一九三七）年の祇園山笠では、たまたま費用徴収のうまくいった当番町が多かったのか、石堂町流の当番町のみは据え山を建てたが、残る五当番町では「飾付昇山」すなわち釣り山を建てられたので本格的な追い山を実施できた^④。しかしながら、これが近代祇園山笠の最後の雄姿であった。同年七月に始まった日中戦争は長期化し、昭和一六（一九四一）年一月には太平洋戦争も始まった。戦時体制下で国民は耐乏生活を強いられた。こうして補助金交付開始後も山笠当番町は当番費用の調達に苦しみ、据え山しか建てられない町も珍しくなかった^⑤。

それでも費用の調達に全力を尽くし、釣り山ないし昇き山を建てて追い山に参加した当番町も多かった。昭和一四（一九三九）年に洲崎町流の妙楽寺町は三七三三円三〇銭の当番費用を集め、三四五八円〇三銭を支出した^⑥。昭和一八（一九四三）年に西町流の古溪町は三七六二円五二銭の当番費用を集め、三三九四円七八銭を支出した^⑦。両町とも追い山に参加した。戦時体制下にもかかわらず、昭和一二（一九三七）年以前の当番費用の平均額を大きく下回っていないのは驚きである。

昭和一九（一九四四）年までは祇園山笠は中止を命ぜられることもなく、熱意ある当番町の努力もあって追い山もかろうじて継続され、三種の補助金も交付され続けた。しかし昭和二〇（一九四五）年六月一九日のアメリカ軍による福岡市にたいする空襲で博多はその六割を焼失し、祇園山笠は中止された。もちろん補助金の交付も中止された。

⑩ 祇園山笠を存続させた、近代博多における商工業の停滞

近代には祇園山笠の存続にとって危機的な状況がしばしば生じたが、それにもかかわらず、かろうじてではあるが祇園山笠は存続した。その最大の理由は博多の商工業が近代を通じて発展しなかったからである。

明治時代をみると、日清戦争後の明治二八年から三二年（一八九五～九九）ごろが福岡市の最初の企業勃興期だった。この時期に多数の銀行や会社が設立されたが〔村瀬編 一九六一 二二六〕、しかし明治三四、五年（一九〇一、〇二）年の恐慌でその多くが整理された。

日露戦争後の短い好況期に再び企業の勃興をみたが、それも長くは続かなかった。明治四五（一九一三）年末の福岡市とその近接地にあった業態別会社数は工業六、商業（銀行を含む）二七、水陸運輸一と、計三四にすぎなかった〔福岡市役所編 一九五九 七〇四〕。会社組織を取る事業者が甚だ少なく、個人経営がほとんどを占めていた。

同年末の福岡市とその近接地にあった工場のうち職工一〇人以上を有するものは計四二で、業態別にみると絹織物九、綿織物一、機械四、鋳物二、醸造八、印刷七、その他一一であった。このうち原動機を有する工場と有さない工場が二一ずつあった。この四二の工場に属する職工は計七五〇人、職工以外の工場従業員は計二〇三人であった〔福岡市役所編 一九五九 七四四～七四五、八一四。同編 一九六三 六八七〕。工業会社が六で原動機付き工場が二一というのは、会社組織と工場制機械工業

がまだ主流となっていなかったことを示している。より正確に言えば、地元消費を目的とする製品を手工業かつ家内工業という形で生産するのが主流であった〔福岡市役所編 一九五九 七四三〕。

右にいう絹織物とは博多織のことである。博多織は廃藩置県にともなつて藩による軒数制限がなくなり、多数の業者の出現をみた。そして製糸機や織機の導入によって技術革新・品質向上・増産を成し遂げたが、それでも職人の技術に頼る余地がかなり残されており、大量生産というわけにはいかなかった〔福岡市役所編 一九五九 七五七～七八三〕。しかしその後も博多織は福岡市の主要工業製品の一つであり続けた。

右の会社数から考えて、明治末期の博多では依然として会社員（工業会社の従業員を含む）が少なく、個人経営の商工業者と、彼らのもとで働く店員・奉公人・見習い職人が多かったと判断できる。そのため、祇園山笠に参加するという理由で仕事を容易に休める者が多かったと考えられる。明治四三（一九一〇）年に石村虎吉は博多の「多数の青年等が」祇園山笠の「前後数十日間不生産的に騒ぎ廻る」と述べていたが、このような事態は会社員が少なかったからこそ生じたものであろう。

遠城明雄は大正一五（一九二六）年度の博多に事業所を置く事業者の営業規模を営業税納額から考察している。該当事業者で営業税納額が二〇円以上の者は一二五七を数えるが、そのうち一〇〇円以下の者は七四・一パーセントである。これを二〇円以上三〇円以下の者に限れば二五・八パーセントにも及ぶ。よって「零細な経営が多かったと推測される」。彼が典拠としたのは『福岡市商工人名録 第四版』（長田編 一九二七）であるが、これにはそもそも二〇円未満の営業税の事業者は掲載されていないので、右に述べたのよりもさらに零細な経営をおこなっていた事業者は多数存在したはずである。また「営業種別では食料品、米雑穀、魚類、織物類などが多かった」という〔遠城 一九九二 二五～二六〕。織物類を除けば、食料関係の品々が中心となっている。

これらは日持ちがしないので、博多とその周辺で消費されたとみられる。第四版に続いて出版されたいくつかの『福岡市商工人名録』（長田編 一九三二。同編 一九三五。吉富編 一九四〇）をみても、昭和前期になっても博多の事業者の営業規模と営業種別の特徴は右記のものから大きく変化はしていない。

この特徴は福岡市全体にも該当する。『福岡市史』の「第二巻 大正編」と「第四巻 昭和編前編（下）」それぞれの「産業」編から（福岡市役所編 一九六三 六二九〜七六七。同編 一九六六 一〜二七六）、そのことが確認できる。いずれの「産業」編にも多数の統計資料が収められているので詳細はそちらに譲り、ここでは主要産業であった商業と工業について簡単にまとめてみよう。

大正時代の福岡市の商業については「依然市内消費を目的とする物品販売が主であつて、九州ないし本土を舞台とする卸売業に至つては、特産品と一部の日用品を除き、微々として振るわなかつた」と総括されている（福岡市役所編 一九六三 六四三）。

工業については大正一五（一九二六）年六月の新聞記事が引用されている。それによると工業製品としては従来から、博多織、博多人形、博多絞（紅絞）、清酒、醬油、素焼物、菓子、農具、文具、刃物類、人力車などが著名であるが、近年鉄工業も勃興したという。しかしこれらの事業者の「大部分は矢張り一種の家内工業で、……所謂工場組織による大工場の存在は誇るには足りない。……本市には僅かに数個の大煙突を見る位で、純然たる工業会社も現在では、一、三に止ま」という（福岡市役所編 一九六三 六四〇）。人力車と鉄製品（従来の手工業ではなく機械工業による生産）を除けば、『石城志』に記されていた江戸時代の博多の特産品がそのまま福岡市全体の工業製品として言及されている。伝統的な手工業が工業の中心だったといえる。水上運輸については、博多港の本格的な修築が進まなかつたために大型船の収容ができず、不

振だった。

昭和前期になつても右の様態はさほど変わらなかつた。福岡市は大正元（一九二二）年から周辺町村の合併を開始し、昭和前期にもこれを継続した。そのため市域と人口・戸数は飛躍的に増えた。昭和八（一九三三）年末の福岡市の人口は二七万六五八四で、戸数は四万九七二一を数えた（福岡市役所 一九三九 二二七）。この戸数を職業別にみると商業戸数が一万二八八八ともっとも多く、工業戸数が一万二〇九三でこれに続き、公務員と自由業を合わせた戸数が七〇三八となっている（福岡市役所編 一九六六 五）。

同じく昭和八（一九三三）年末における会社組織は銀行も含めて三四六社しかなかった（福岡市役所編 一九六六 三〇）。人口から考えてこれはかなり少ない数であり、相変わらず個人経営が多かつたといえる。

経済圏は九州とくに福岡県内に限られていた。その最大の理由は、昭和一二（一九三七）年三月に博多港の第一期修築事業は成つたが、そのあと大工場が誘致されたわけではなく「港ができて、送るべき「物」がなかつた」からである（福岡市役所編 一九六六 七七）。その「物」については「近代工業製品よりもむしろ特産物に特色があり……、生産形態から類別すれば、中・小工業がなおその大部分を占め、用途の類別に従えば工芸品が最も多い」と総括されている（福岡市役所編 一九六六 一一五）。製品のほとんどが地元向けであつたため、「福岡市はいわゆる生産都市ではなく、むしろ消費都市であつた」と結論されている（福岡市役所編 一九六六 一）。

市域と人口が増えたため工場ならびに職工などの工場従業員も増えた。昭和八（一九三三）年末の工場数は二三四、職工数は八五六四であつた（福岡市役所編 一九六六 三一）。平均すると一工場に三三・五九人の職工がいた。しかし市域は増えても工業用地と工業用水には充分恵まれ

なかったため、大工場は相変わらずほとんど存在しなかった。昭和一二（一九三七）年一月の時点で市会調査委員が福岡市所在の工場のうち「比較的大工場」（大工場の定義は無記）であると認めていたのは、日本足袋株式会社福岡工場⁶³と鐘淵紡績株式会社博多支店⁶⁴のみであった（福岡市役所編 一九六六 四八）。両工場が立っていた住吉町（博多の南隣）は未開発地が多く、福岡市の中では工業用地が比較的豊富であった。

昭和一〇（一九三五）年度の福岡市の工業製品生産高の上位八種を挙げると、ゴム底靴が約六一八万二〇〇〇円、印刷工業が約五五九万一〇〇〇円、絹織物および絹綿交織物が約三六八万八〇〇〇円、製綿および晒綿が約三二九万八〇〇〇円、菓子類が約二八八万五〇〇〇円、鉄製品が約二八〇万円、綿製品が約一八五万六〇〇〇円、木工品が約一二六万七〇〇〇円となっている（福岡市役所編 一九六六 四七、四八）。伝統工業製品の生産高だけが上位を占めているわけではないが、鉄製品を除けばいずれも軽工業に属する製品であるのが目を引く。これは、全国的には日露戦争前後に重工業が発達した（第二次産業革命）が、福岡市では昭和前期になっても未発達だったということの意味している。

ようするに、近代を通じて、博多に限っても福岡市全体でも、商業・工業ともに小規模な経営をおこなう事業者が多かった。博多ないし福岡市とその周辺地域の消費だけで一定の利益は獲得できたこと、博多港の修築がなかなか進まなかったこと。この二点により、近代を通じて博多および福岡市の多くの商工業者は共同出資や株式発行などによる会社組織の設立に積極的ではなく、販路の拡大にも熱心ではなかった。さらに福岡市では工業用地と工業用水が不足していたため、大量生産をおこなえる近代的な工業（とりわけ重工業）の発達も妨げられた。一方、博多織に代表される伝統的な手工業は多少の機械化を伴いつつ存続した。

近代資本主義経済は近代を通じて博多および福岡市では脆弱だった。

そのため博多では祇園山笠による昔ながらの祭礼観光経済の必要性が衰えなかった。大規模な会社や工場にとって祭礼観光経済で得られる利潤の割合は相対的に小さかったが、博多で多数を占めた小規模商工業者にとってその割合は大きく、自家の年間経営の一基盤となっていた。商業の近代化・大規模化の停滞は近代博多の経済的發展を妨げたが、しかしその停滞こそが前近代の商工業と結びついて發展した祇園山笠の経済構造を維持し、祇園山笠を存続させる最大の要因となった。

政府および福岡県と福岡市が望んだような商工業の近代化は近代の博多や福岡市では進展しなかった。結局、本州にたいする九州の玄関口に位置する県庁所在地という地理的要因と鉄道網の発達によって、福岡市は明治末期ごろから九州地方の行政・金融・交通の中心都市として發展することになった。また明治三六（一九〇三）年の京都帝国大学福岡医科大学の設置（一九一一年、九州帝国大学となる）によって、文教都市としても發展することになった。

おわりに

近世の祇園山笠、とくに山笠行事は博多の商工業と結びついて發展した。博多が中世以来、手工業の盛んな都市であったことが祭礼産業と観光産業の基盤となった。近世祇園山笠の特徴は次のとおりである。山笠当番町はおもに町内各家から当番費用を調達し、そのほとんどを博多内の祭礼産業に支出した。博多外から来る観光客は博多内の観光産業に金を支出した。右の祭礼観光経済は祭礼観光経済として完結していたわけではなく、博多内部で、そして博多の内部と外部の間で一年をとおして遣り取りされた利潤の大きな循環の一部を構成していた。福岡藩が享保の大飢饉後に祇園山笠の復興に尽力したのは、この循環を再び活性化させ、もって領国経済を安定させたからであろう。

しかし明治末期以降は不況が続き、山笠当番町の当番費用の調達は苦しくなった。祭礼観光経済の最初の段階に動揺が生じたのである。それでも、近代資本主義経済の停滞により、祇園山笠に頼らずとも一年を順調に過ごせる工商业者は博多には少数しかいなかったため、博多の町々は山笠行事を中心とする祇園山笠を続けざるをえなかった。これが、多くの問題を抱えながらも近代に祇園山笠が存続できた（山笠行事を失わずに存続できた）最大の要因である。換言すれば、やめるにやめられない、自転車操業の状態だった。長引く不況のせいで観光収益も減少しただけだが、祇園山笠をやめるよりは続けたほうが多少の利益が得られるだけましで、そこでこれを続けた、という話である。

明治三〇年と四三年（一八九七、一九一〇）にはそれぞれ電力と電車の登場という、博多の都市空間を大きく変容させる出来事があった。両年とも山笠行事は中止されたが、博多の住民はいずれも翌年には山笠の形態を変えることでこの騒動を乗り切った。

明治四三（一九一〇）年の場合、山笠行事変形論や山笠行事廃止論兼新行事実施論が新聞紙上で展開された。博多出身の有力実業家を含む提案者たちは山笠行事は批判したが、祭礼観光経済そのものを否定したわけではない。山笠当番町の負担を軽減するために当番費用が少額で済む、各種電線の保護と路面電車の運行に支障を来さない、博多の手にする観光収益が減少しない、そのように山笠行事を変形する、またはそのような新行事を実施する、という議論が展開されたのである。山笠当番町の負担を軽減し、近代的に再編された都市空間を保護する、という形で祇園山笠を存続させ、祭礼観光経済を維持しようとして彼らは考えたのである。彼らは祭礼観光経済が博多にはまだなお必要であると認識していた。

竹沢尚一郎は、同年の山笠行事が中止されたのは、このころ日本において重工業が発達したため大量の労働者や技術者が出現し「彼らの居住に適するように都市を作りかえること、都市の新しい管理システムを作

り出すことが求められた」結果であるとしている。さらに続けて「博多の内部に、旧来の都市管理ソフトとしての祭礼を信奉するグループと」、渡辺与八郎などの「西欧近代的な都市管理システムを尊重するグループとの対立が生まれていた」とも述べている（竹沢 一九九八 九八）。

この見解は根本的に誤っている。まず、博多で重工業が発達したという事実はない。次に、渡辺与八郎らの主張は大量の労働者や技術者の居住に適するような新しい都市管理制度を博多に導入しようというものではない。そもそも当時の博多には大量の労働者や技術者はいなかったのだから。祇園山笠は「近代化を急ぐ政府の政策と何らかの整合性をもっていた」から存続できた（竹沢 一九九八 九九）のではなく、工商业の面で博多の近代化が成功しなかったからこそ存続できたのである。

大正時代から昭和前期にかけては、不況に加えて当番割当が町々の現状にそぐわなくなったこと、町内戸数の減少、祇園山笠の実施に否定的な転入者が町内に増加したこと、といった現象が生じた町々もあり、山笠当番費用の調達はさらに困難になり、祇園山笠の存続は危機に瀕した。そこで福岡市と博多商工会議所は山笠当番町に補助金の交付を開始したが、その額は小さく、さほど役には立たなかった。結局、昭和二〇（一九四五）年六月の空襲により、近代の祇園山笠は終焉を迎えた。

ところで、祇園山笠を実施することで博多全体にどの程度の観光収益がもたらされたのか、具体的な額は知られていない。これはひとえに当該事項に言及した史料が近世にも近代にも見当たらないからである。一五日間におよぶ祇園山笠の実施期間中に博多を訪れた観光客の概数がわかれば観光収益の試算もできるが、それを記した近世史料・近代史料も見当たらない。

しかし明治初期から昭和前期まで、博多の居住者・出身者を始めとする多くの者がその収益の大きさと博多の経済活動における重要性を説いていた。したがって具体的な金額を記した史料が見当たらないというこ

とが、本稿の分析結果を否定することにはならないと考える。

以上、祭礼観光経済という概念を案出したうえで、博多の祇園山笠を例にその発現の一例を分析した。もとよりこれとは異なる発現の例もあったはずである。たとえば祭礼資金が都市外に流出する度合いが祇園山笠よりも高かった祭礼はありうる。具体的には手工業の種類や技術の限られていた中小都市が祭具の製作の一部を近くの大都市の手工業者に注文したとか、多くの芸能が出される祭礼で他所から芸能者を大量に雇ったとか、そういった例が考えられる。また、明治維新後、商工業の近代化が順調に進んで祭礼が寂れてしまったという例もありうる。今後はほかの都市祭礼を対象に事例研究を重ねていく必要がある。しかし、祭礼観光経済という概念が都市祭礼の特徴と歴史の変遷を抽出するのに有効であることは、本稿で示しえたものと信ずる。

註

- (1) 戦後の山笠台の新調の頻度は、聞き取り調査によれば概ね一〇年に一度だそうである。このぐらいで消耗が限界に来るといふ。山笠台に付ける山笠棒のほうは寿命が長く、新調の頻度は五、六〇年に一度が普通といふ。明治三二(一八九九)年から今日とほぼ同じ構造の山笠が作られ山笠きに使われるようになったので(後述)、このころから山笠台と山笠棒の新調の頻度は右のようになったと考えられる。しかし江戸時代や明治前期の山笠はこれとは構造が違いため、新調の頻度も異なっていたと考えられる。しかしこれにかなする当時の史料がないため、詳細は不明である。
- (2) 屏風中の二本の山笠(図2中段)には、「三浦北条軍」と「東山」という標題を記した札がそれぞれ立てられている。毎年の山笠番付を検めると、延宝二(一六七四)年の山笠に「三浦北条軍法記」と「とうくし山」という標題がある(落石 一九六一 一四九)。この組み合わせが屏風の標題の組み合わせに一番近い。また描かれている建物の造作は一七世紀後期ごろのものである。よって、この屏風が同年の祇園山笠を同年中かその少しあとに描いたものであるのは明らかである。

(3) 福岡県立図書館蔵写真版。

(4) 福岡藩で用いられた間法は一問を六尺五寸とする京間なので、一問は約一・九七

メートルとなる。

- (5) 飾り物は常に、以前の飾り物や同じ年の他の山笠の飾り物と比べられたからである。『祇園祭礼山笠歳代記 全三(福岡市総合図書館蔵写真本)の安永九(一七八〇)年条には一番山笠について「此山笠、出来、当代三不聞」とあり、天保五(一八三四)年のある記録には「五番山中小路・西門町美麗なること限りなし」とある(博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五 六六)。
- (6) 当時はまだ山木屋を当番町内の路上に建てて山笠を保管しておくという慣習がなかったため、長雨で飾り物が傷むのを恐れ、山笠きるとき以外はできるだけこれを取り外していたという意味。
- (7) 町人が勤める町役の最高位を福岡では月行司、博多では年行司といった。のちに福岡の月行司も年行司と改称された。
- (8) 上田氏と祇園山笠との関係については『博多津要録』所収の宝曆四(一七五四)年三月の史料に初見する(原田編 一九七八 一一八)。ここに上田権之丞という人物が出てくる。これがあるいは主勝のことであろうか。
- (9) 『櫛田神社文書』一〇五六。『櫛田神社文書』と『櫛田神社文書(2)』は櫛田神社蔵だが、本稿では両者に属する史料についてはすべて、福岡市総合図書館蔵の写真版を用いる。
- (10) 「中西蔵資料」五、福岡市博物館蔵。
- (11) 「祇園山笠・松離子 筑前国博多津行町宝永録」(石橋源一郎資料(追加分) 二〇二八、福岡市博物館蔵)。
- (12) 延宝二(一六七四)年の飢饉のさいには、おそらく春ころから、遠賀郡と鞍手郡より多くの農民が福岡と博多に入り込んで乞食をし、秋まで留まった(鶴田自反著『博多之記』、九州大学文学部蔵写真本)。享保一七(一七三二)年の大飢饉のさいには、七月中旬から早良郡など近郷より多くの農民が博多に乞食に来、一〇月下旬にもまだ留まっていた(津田・津田 一九七七 卷之二)。
- (13) 明治四(一八七一)年に松離子を実施したという記事は「松離子山笠記録 肆」(『櫛田神社文書』一〇四一四一)の同年条にはみられない。そして「松離子稚児記録」(『石橋源一郎資料(追加分)』二〇五二、福岡市博物館蔵)では明治三(一八七〇)年条の次に明治五(一八七二)年条が来ている。そして後者の条には、ほんらい明治四(一八七二)年に児当番という役を勤めるはずだった金屋小路町が児当番として記されている。以上から、明治四(一八七二)年の松離子は中止となったと断定できる。
- (14) 明治二(一八六九)年二月に町役所は「司民局司市曹」と名を変えていた(石瀧 一九八九 五〇〇五二)。市井方御役所とはこれを指すものであろう。
- (15) 「松離子山笠記録 肆」明治四(一八七二)年条所収。
- (16) 相撲奉納についてはこの願書を最後に史料にみえなくなる。

- (17) 「松囃子山笠記録」肆「明治五（一八七二）年条。
(18) 以下、本稿では明治六（一八七三）年一月以降の記述については新暦表記を基本とする。断りのない月日はすべて新暦である。
(19) 竹沢一郎は松方財政（一八八一〜八六ころ）を念頭に「重税とデフレの政策によって国民生活が大打撃を受け、民衆の不満が爆発しそうになった一八八三年になると、山笠もようやく再開されたのである」と述べている（竹沢 一九九八 九六）。民衆の不満を逸らすために果または警察署が山笠行事の再興を許可したといったかったようだが、しかしこの見解を裏付ける史料はない。
(20) この記事とはほぼ同じ主旨の記事が『福陵新報』明治二六（一八九三）年七月二六日付に「某高等官の山笠談」として載っている。明治二〇年代には、博多にとって祇園山笠を中核とする経済構造が有効であることが、一部の地方官にも認識されていたといえる。
(21) 許可書に年次の記載はないが、橋詰はこれを再興後まもないころに出されたものと説明している。そこで明治中期に八月五日が旧六月一五日に相当する年を探すと明治一七（一八八四）年だけなので、許可書がこの年に出されたものであるとわかる。なお、これ以後も山笠行事実施の許可は福岡警察署が出している。
(22) 『福陵新報』一八九一年七月一日付。
(23) 『山笠記』（山崎藤四郎著、福岡県立図書館蔵写真版）明治二六（一八八三）年条。
(24) 本段の記述は『山笠記』の明治一九（一八八六）年条から同二二（一八八九）年条による。
(25) 本段の記述は以下による。『福岡日日新聞』一八九一年五月二〇日付、五月二一日付、五月二三日付、六月二〇日付、六月二三日付。『福陵新報』一八九一年六月四日付、六月七日付、六月二〇日付、六月二二日付、七月二日付、七月二日付。
(26) 『福陵新報』一八九三年六月三日付に「博多人が山笠熱より電燈会社の設立を拒み、為めに熊本市に先鞭を着られたり」とある。電燈線が普通の高さに張られると山笠の高さを損なうという理由で、博多の住民は電燈会社の設立に抵抗していたのである。しかし抵抗空しくついに電燈会社は設立され、普通の高さに電燈柱と電燈線が設置された。
(27) 『福岡日日新聞』一八九八年六月三〇日付。
(28) この年の五月、『福陵新報』は『九州日報』と改称していた。
(29) 『九州日報』一八九八年七月二三日付。『福岡日日新聞』一八九八年七月三〇日付。
(30) 「山笠銭出入控帳」にこの用例がみえる。
(31) 「西町流山笠棒調製記録并ニ受授手続申合規則」（『榊田神社文書』一〇三九一）明治三二（一八九九）年条。
(32) 「榊田神社記録」（『榊田神社文書』六一七一）の明治四五（一九一）年条に続いて記されている「拡張保存寄付金収入ノ部」による。なお祇園山笠に正式参加できない三流については、厨子町流一二六円五五銭、岡流一六一三円一〇銭、浜流九三六円三〇銭である。明治後期に成立した築港流は記されていない。
(33) 本段の記述は（遠城 一九九二 二八〜二九。同 一九九四 三五七）による。
(34) 本段の記述は『榊田神社記録』明治四三（一九一〇）年二月二四日条、四月四日条、五月九日条による。
(35) 昭和四（一九二九）年、大濠公園となる。
(36) 本段の記述は『榊田神社記録』明治四三（一九一〇）年六月三〇日条、七月一日条による。
(37) 前日付の紙面に「博多山笠廃止に決す」という記事がある。
(38) 『福岡日日新聞』一九一〇年七月一六日付。
(39) 『福岡日日新聞』一九一〇年七月二二日付。
(40) 『榊田神社記録』明治四三（一九一〇）年七月一日条。
(41) 「西町流山笠棒調製記録并ニ受授手続申合規則」統（『榊田神社文書』一〇三九一〜二）の昭和八（一九三三）年条以下に「飾付昇山」と記されている。一方、据え山のほうは「飾付据山」と記されている。石堂町流で作成された「山笠記録」（『榊田神社文書』二）八五一一の昭和七（一九三二）年条以下には、釣り山を指して「据山 昇山」などと記されている。据え置き時の釣り山を「据え山」、山昇き時の釣り山を「昇き山」と称し、両者をそのまま繋げて釣り山の名称としていたのである。これから考えると、あるいは釣り山という名称は戦前には一般的ではなかったのかもしれない。
(42) 『榊田神社記録』明治四四（一九一一）年七月一日条。
(43) 太い半袖に短い丈の木綿製の法被。山昇き中に浴道から浴びせかけられる水をよく吸収する。今日でも使用されている。
(44) ちなみに水法被の登場以前から当番法被（長法被）と呼ばれる法被が存在していた。幕末・明治初期には「当番町ノ若者及ヒ中ウ年子供ニ至ル迄町中揃ヒノハツピラ着」ていたが（山崎編 一九一〇 三三）、これが当番法被である。山笠当番年に山笠当番町のみが新調するので当番法被といい、祇園山笠期間中、祭礼参加者の普段着および寄合などのさいの礼服として着用される。つまり山昇きの際には着用されない。幕末・明治初期の当番法被の形態は不明だが、各種の写真を見ると明治中期には太い半袖に長い丈の縦縞の織物で、今日と同様の形態である。
(45) 『福岡日日新聞』一九二〇年七月一〇日付。
(46) 町総代は概ね藩政期の町年寄に相当する役職で、近現代の博多各町の中心。町総代会は各流の町総代たちの寄合である。
(47) 『福岡日日新聞』一九二〇年七月三日付。
(48) 本段の記述は「西町流山笠棒調製記録并ニ受授手続申合規則」統「大正一五

- (一九二六) 年条による。
- (49) たとえば昭和十四(一九三九)年には一三三円ずつが交付され、昭和十八(一九四三)年には一三三円三〇銭ずつが交付された。前者は当年の洲崎町流の山笠当番妙楽寺町が作成した「山笠決算報告書(十二月現在)」(石橋源一郎資料(追加分)二〇二二、福岡市博物館蔵)による。後者は当年の西町流の山笠当番古溪町が作成した「昭和十七年 山笠諸人費控帳 五番山笠当番 古溪町」(西頭資料)一六一一、福岡市総合図書館蔵)による。
- (50) 「九州日報」一九二〇年一月三〇日付記事「福岡市の洋館街」、同紙一九二六年五月二六日付記事「福岡市の銀行街」。
- (51) 山昇きのさい、山笠台の前後に座って昇き手などに指示を出す「台上がり」という重要な役割がある。明治生まれの多数の古老にたいする聞き取り調査の結果、かつては若者組が勤めていた台上がりを中年組が勤めるようになったのは明治時代以後のことと推測されている(博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五―一四)。これもあるいは、若者の流出の進んだ結果かもしれない。
- (52) 「山笠記録」昭和六(一九三一)年条。
- (53) 本段の記述はおもに「西町流山笠棒調製記録并ニ受授手続申合規則 続」の昭和七、八、九年(一九三三、三三、三四)条と、「山笠記録」の同じ三年間の条による。
- (54) 以下とくに断りのない限り、当年の話は「山笠記録」昭和一〇(一九三五)年条による。
- (55) 福岡に限らず山笠が博多の外に出たこと自体が初めてであった。
- (56) 「西町流山笠棒調製記録并ニ受授手続申合規則 続」昭和一一(一九三六)年条。「山笠記録」同年条。
- (57) 以下とくに断りのない限り、当年の話は「西町流山笠棒調製記録并ニ受授手続申合規則 続」昭和一二(一九三七)年条による。
- (58) 「山笠記録」昭和一四(一九三九)年条に、当年の石堂町流の山笠当番中間町が次のように記している。福岡市と博多商工会議所からの補助金交付は二箇年と限られていたので、当年は六当番町が揃ってこれまでどおりの「補助金交付方ヲ申請運動ノ結果幸ヒニシテ予算編成に繰リ込ミヲ得テ」福岡市から一八〇〇円、博多商工会議所から六〇〇円を受領したと。
- 「西町流山笠棒調製記録并ニ受授手続申合規則 続」の昭和一二(一九三七)年条には、市と商工会議所が補助金交付を二箇年に限ったという話は書かれていない。そして中間町以下の当番町が市にたいしておこなった申請は、市が二年前に指示した交付申請手続きと同様のものみである。さらに当番諸町の申請にたいし、市も商工会議所も特段の決議もなしにこれを認めている。以上のことから考えて、市と当番諸町の間には、そして商工会議所と当番諸町の間にも、補助金交付の有効期間は二年間であるが、双方に異議がなければこれを延長するという取
- り決めが昭和一二(一九三七)年の段階で締結されていたのではないだろうか。
- (59) 「西町流山笠棒調製記録并ニ受授手続申合規則 続」昭和一二(一九三七)年条。
- (60) たとえば「西町流山笠棒調製記録并ニ受授手続申合規則 続」によると、昭和一三年と一四年(一九三八、三九)には、いずれも据え山二本と釣り山四本が建てられている。
- (61) 「山笠決算報告書(十二月現在)」。このときの妙楽寺町の山笠は釣り山であった旨、「西町流山笠棒調製記録并ニ受授手続申合規則 続」昭和一四(一九三九)年条に記されている。
- (62) 「昭和十七年 山笠諸人費控帳 五番山笠当番 古溪町」。このときの古溪町の山笠は昇き山であった旨、「山笠準備控帳」(西頭資料)一五一一、福岡市総合図書館蔵)に記されている。
- (63) 福岡市住吉町箕島に昭和三(一九二八)年一〇月に設立。本社は福岡県久留米市にあり、大正七(一九一八)年の設立。社長は石橋重太郎、専務は弟の正二郎(のちにブリヂストンタイヤを創業)。日本足袋は近代的な機械設備を有する本社工場で足袋とゴム底靴(ズック)の大量生産をおこない、日本屈指の足袋会社の一つとなっていた。大正一二(一九二三)年、張り付け式ゴム底足袋(地下足袋)の製造を開始。これは労働者の履き物として草鞋に取って代わり、急速に全国に普及した。売上が拡大したため本社工場が手狭になり、箕島に敷地三万余坪を購入し、大工場を建てた(福岡市役所編 一九六六 一三七―一四一)。
- 地下足袋の発明は祇園山笠にも影響を与えた。文政一三(一八三〇)年作成の山笠絵馬(田坂 一九九四 四〇所収)などから、江戸時代の山笠は裸足でなされていたことが知られる。明治時代の博多の道路は江戸時代と同じく未舗装で、このころにも基本的には裸足で山笠きをしていたようである。ところが地下足袋の発明により、大正末期から昭和初期にかけては山笠きにこれを履くのが普通になった。大正一〇年から一二年(一九二一―二二)にかけて、福岡市・福岡県・地元有志の出資によって博多の道路はアスファルトまたは木煉瓦で舗装された(映山 一九八〇 八七―九二)。舗装道路は裸足では走りづらいことも手伝って、山昇きのさいに裸足が地下足袋に替わったということらしい。なお明治末期から大正初期にかけて、山昇きのさいに脚絆が着用されるようになっていた(博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五 二〇)。地下足袋と脚絆は今日でも山昇きに着用されている。
- (64) 前身は明治一九(一八九六)年九月に設立された博多綿綿紡績株式会社の工場である。同社は福岡市住吉町向島で一万坪の工場用地を買収し生産を開始した。しかし数年で経営不振に陥り、明治三五(一九〇二)年一月、東京府に本部を置く鐘淵紡績(カネボウ)に合併された。それにもない、工場はそのまま鐘淵紡績の博多支店となった(村瀬編 一九六一 二二六)。これは福岡市における

明治三〇年代半ばの企業整理の代表例である。なお鐘淵紡績は大正末期から昭和初期にかけて業績を伸ばし、日本の六大紡績会社のひとつとなっていた。

引用・参考文献

※発行年の直後の丸括弧内はその文献の成稿年である。

- 石瀧豊美 一九八九「廃藩置県と福岡——明治初年の藩政改革を中心に」西日本文化協会編『福岡県史 近代研究編 各論(一)』福岡県
- 井上精三 一九八四『どんたく・山笠・放生会』葦書房
- 宇野功一 二〇〇五「近世博多祇園山笠における当番町制度と当番費用徴収法」『国立歴史民俗博物館研究報告』一二二
- 宇野功一 二〇〇六「近代博多における個別町の社会構造と祇園山笠経営——昭和一〇年代の西町流古溪町を例に」『国立歴史民俗博物館研究報告』一二五
- 宇野功一 二〇〇七「儀礼、歴史、起源伝承——博多祇園山笠にかんする一考察」『国立歴史民俗博物館研究報告』一三六
- 落石栄吉 一九六一『博多祇園山笠史談』博多祇園山笠振興会
- 遠城明雄 一九九二「都市空間における「共同性」とその変容——一九一〇～三〇年代の福岡市博多部」『人文地理』四四—三
- 遠城明雄 一九九四「都市における消費問題と社会政策——一九二〇年代の福岡県を事例にして」『九州文化史研究所紀要』三九
- 貝原益軒 一九八〇(一七〇九)伊東尾四郎校訂『筑前国統風土記』文献出版
- 九州文化史研究所史料集刊行会編 一九九八『福岡藩 寛文・延宝期御用帳』九州文化史研究所史料集刊行会
- 齊藤照徳 二〇〇七「江戸の職人と天下祭」都市と祭礼研究会編『天下祭読本』雄山閣
- 咲山恭三 一九八〇『博多中洲ものがたり(後編)』文献出版
- 柴多一雄 一九九四「享保の飢饉と藩体制の転換——福岡藩を中心に」『九州文化史研究所紀要』三九
- 竹沢尚一郎 一九九八「祭礼における親和と支配」竹沢尚一郎編『九州の祭り 第一巻 博多の祭り』九州大学文学部比較宗教学研究室
- 田坂大蔵 一九九四「博多祇園山笠の起源と歴史」『FUKUOKA STYLE』九
- 津田元頼・津田元貫 一九七七(一七六五)檜垣元吉監修『石城志』九州公論社
- 長田義彦編 一九二七『福岡市商工人名録 第四版』博多商業会議所
- 長田義彦編 一九三二『福岡市商工人名録 第六版』博多商工会議所
- 長田義彦編 一九三五『福岡市商工人名録 第七版』博多商工会議所
- 中西正則編著 二〇〇一『博多山笠記録 卷之壹』私家版、福岡市総合図書館蔵
- 博多山笠行事記録作成委員会編 一九七五『博多山笠記録』博多祇園山笠振興会
- 橋詰武生 一九七一『明治の博多記』福岡地方史談話会
- 原田安信編 一九七五、七六、七八(一七六〇ころ)秀村選三他校註『博多津要録 全三卷』西日本文化協会
- 福岡市役所編 一八九一『福岡市誌 全』積善館
- 福岡市役所 一九三九『福岡市市制施行五十年史』福岡市
- 福岡市役所編 一九五九『福岡市史 第一巻 明治編』福岡市
- 福岡市役所編 一九六三『福岡市史 第二巻 大正編』福岡市
- 福岡市役所編 一九六六『福岡市史 第四巻 昭和編前編(下)』福岡市
- 福岡市役所編 一九六八『福岡市史・別巻』福岡市
- FUKUOKA STYLE編集部 一九九四「山笠をつくる職人(一)」『FUKUOKA STYLE』九
- 又野誠 二〇〇〇「巨大だった昇山」福岡市博物館編『福岡市博物館名品図録』福岡市文化芸術振興財団
- 村瀬時男編 一九六一『博多二千年』以文社
- 安見有定 一九六四(一七〇五)三宅安太郎校訂『筑陽記』聖福寺文庫刊行会
- 山崎藤四郎編 一九一〇『追懐松山遺事』私家版、福岡県立図書館蔵
- 吉富増太郎編 一九四〇『福岡市商工人名録 第九版』博多商工会議所

(国立歴史民俗博物館外来研究員)

(二〇〇七年一月三〇日受理、二〇〇八年一〇月三日審査終了)

The Introduction about the Festival and Tourist Economy: A Case Study of the Economic Structure of a Traditional Urban Festival

UNO Kouiti

I shall define the economic structure centered on urban festivals as follows: (1) The management body of the festival raises funds necessary for the festival; (2) it also prepares for and carries out the festival, using the funds to secure goods/techniques/workforce/entertainment; and (3) once the festival begins, tourists visiting from outside the city to watch the festival pay money for goods and accommodation. A large amount of money circulates around the city thanks to the above three stages/conditions. This is what I describe as a festival and tourism economy. Also, commerce and industry related to step (2) shall be referred to as festival industry, while those related with step (3) are tied in with the tourism industry.

In this article, I analyze the complete image of this structure and its historic transition, taking examples from the Hakata Gion Yamakasa some years ago and, by contrast, the present day.

Previously, each town that managed a festival would collect the funds necessary for festival management mostly from households in the town. The funds would be spent largely on the festival industry within Hakata. Once the festival began, tourists from outside Hakata would contribute money to the tourism industry. Since the Middle Ages, all kinds of handicraft industries have prospered in Hakata, becoming the basis of the festival and the tourism industries.

It appears that the festival industry would spend the earnings from the festival on daily management activities after the festival. On the occasion of Urabon-e (an Obon festival), farmers from neighboring farming villages would sell goods to Hakata residents on a grand scale. In this way, profits were circulated throughout the year between Hakata and its outlying areas.

In the modern era, modernization and scaling-up of commerce and industry did not happen in Hakata, and small businesses continued to constitute the majority. For this reason, there was no strong development of an economic structure based on modern capitalism whose essence was the expansion of capital/production/profit. It became increasingly difficult for the towns to raise funds, due to various factors such as the chronic depression from the end of the Meiji era, and the transformation of city spaces. However, for small businesses, profits from festivals and tourism accounted for a high proportion of their total yearly profit. This is how the Hakata Gion Yamakasa managed to continue through to the modern era, in spite of the difficulty of festival fund raising.

Key words: festival and tourist economy, circulation of profits, modern capitalistic economy, stagnation of commercial and industrial modernization
